

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 宣和

1 日時

令和7年3月19日（水曜日）

午前10時00分開会、午後3時20分散会

（うち休憩 午前11時59分～午後1時0分、午後3時6分～午後3時7分）

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

佐々木宣和委員長、畠山茂副委員長、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、福井せいじ委員、鈴木あきこ委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、久保田担当書記、藤川併任書記、千葉併任書記、高橋併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 環境生活部

大畠環境生活部長、小國副部長兼環境生活企画室長、

加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長、阿部若者女性協働推進室長、

吉田環境生活企画室企画課長、

千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長、

古澤資源循環推進課総括課長、石手洗資源循環推進課廃棄物施設整備課長、

酒井自然保護課総括課長、木村県民くらしの安全課総括課長、

桜田環境生活企画室ジオパーク推進課長、

千葉県民くらしの安全課食の安全安心課長、今県民くらしの安全課消費生活課長、

藤井若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、

大内若者女性協働推進室連携協働課長

(2) 保健福祉部

野原企画理事兼保健福祉部長、加藤副部長兼保健福祉企画室長、

日向参事兼健康国保課総括課長、吉田医療政策室長、前川子ども子育て支援室長、

田内保健福祉企画室企画課長、草木地域福祉課総括課長、

下川長寿社会課総括課長、佐々木障がい保健福祉課総括課長、

柴田医療政策室医務課長、齋藤子ども子育て支援室次世代育成課長

(3) 医療局

小原医療局長、佐々木医療局次長、宮医療局次長、竹澤医師支援推進室長、
熊谷経営管理課総括課長、尾形職員課総括課長、鈴木医事企画課総括課長、
青砥業務支援課総括課長、久慈医師支援推進室医師支援推進監、
高橋医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

5人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第44号 水道法施行条例の一部を改正する条例

イ 議案第45号 青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第50号 選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める請願

イ 受理番号第53号 ゲノム編集食品の表示等を含めた更なる検討を求める意見書提出の請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第78号 いわてこどもプラン（2025～2029）の策定に関し議決を求めることについて

イ 議案第46号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ウ 議案第49号 民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第70号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

オ 議案第73号 いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求ることについて

カ 議案第76号 ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）の策定に関し議決を求ることについて

(請願陳情)

受理番号第52号 全世代の命にかかる高額療養費制度の自己負担上限額引き上げの撤回を求める請願

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第71号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木宣和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、御了承願います。なお、本日の日程でありますが、保健福祉部関係の議案第 78 号いわてこどもプラン（2025～2029）の策定に関し議決を求ることについてにつきましては、環境生活部も関係いたしますので、環境生活部及び保健福祉部の関係職員を入室させ、審査を行い、審査が終わった後に執行部職員の入れかえを行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第 44 号水道法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○木村県民くらしの安全課総括課長 議案第 44 号水道法施行条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案（その 2）の 167 ページをお開き願います。便宜、お手元の資料ナンバー 1、議案第 44 号水道法施行条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でありますが、水道法施行令の一部改正により水道技術管理者の資格要件が改められたことを受け、条例に定める県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件を改めようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、水道法では、地方公共団体が設置する専用水道にあっては、水道技術管理者の資格は政令で定める資格を参考して条例に定めることとされており、県では政令に準じた資格要件を水道法施行条例及び水道法施行規則により定めているところでございます。

今般の政令の一部改正に伴う条例の改正についてでありますが、本県において政令と異なる取り扱いをする特段の事情がないことから、政令の改正に準じ資格要件を改めようとするものでございます。また、あわせて政令の規定と並びをそろえる観点から、これまで規則で定めていた資格要件を条例に新たに規定し、整理しようとするものでございます。具体的な改正内容につきましては、参考の新旧対照表に下線で示すとおりでございますが、主なものといたしましては、条例第 2 条第 2 項に規定する実務経験年数の要件緩和の特例を 1 日の最大給水量が 1,000 立方メートル以下の専用水道から 1 万立方メートル以下の専用水道に対象を拡大することなどでございます。

なお、県設置の専用水道は、県立県北青少年の家のほか二つありますが、いずれも現状で実務経験年数の要件緩和の特例を満たす施設でありますことから、今回の改正による影

響はないものと考えております。

最後に、3、施行期日ですが、改正政令の施行期日と同日の令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第45号青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部若者女性協働推進室長 議案第45号青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案(その2)の169ページをごらん願います。便宜、お手元に配付しております資料ナンバー2の議案第45号青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず1、改正の趣旨及び2、条例案の内容ですが、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、本条例で引用している法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改めるとともに、同法の条項に移動が生じることから、引用条項の整備を行おうとするものであります。

次に、3、施行期日ですが、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日(のいずれか遅い日)から施行しようとするものであります。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

次に、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 50 号選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○藤井青少年・男女共同参画課長 受理番号第 50 号選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める請願につきまして、資料ナンバー 3 により御説明をさせていただきます。

まず、1 の国の見解についてです。法務省は、選択的夫婦別姓制度と呼んでおりますが、現在の民法の下では、結婚に際して男性または女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならぬとされております。現実には男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数とされておりますが、女性の社会進出等に伴うさまざまな不便、不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。法務省は、選択的夫婦別姓制度の導入は、婚姻制度や家族のあり方と関係する重要な問題であり、国民の理解の下に進められるべきものとしております。

(2) の検討経過等です。法務省におきましては、平成 8 年及び平成 22 年にそれぞれ改正案が準備されましたが、国民各層にさまざまな意見があること等から、いずれも国会に提出するには至っておりません。なお、夫婦の氏に関する問題については、第 5 次男女共同参画基本計画におきましても、夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進めることとされております。

(3) の世論調査についてです。令和 3 年の国調査結果では、夫婦の名字のあり方に関する設問について、現在の制度である夫婦同姓制度を維持したほうがよいと答えた方の割合が 27%、現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよいと答えた方の割合が 42.2%、選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよいと答えた方の割合が 28.9% となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。(4) の司法の判断についてです。現在の民法の下で結婚に際して男性または女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないとする制度が憲法に違反しているのではないかについて争われた裁判で、最高裁判所大法

廷は2度にわたり憲法に違反していないと判断しております。ただし、最高裁判所の判断はいずれも選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、夫婦の姓に関する制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないことを判示したものとなっております。

続いて、2の夫婦別姓制度に関する県議会から国への意見提出状況です。これまで4回にわたりまして県議会から国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書が提出されております。

3の国立社会保障・人口問題研究所等による調査結果についてです。令和5年2月から3月にかけて全国を対象に行われたアンケート調査の一部をお示ししております。家族と性の多様性に関する調査項目のうち、妻と夫の姓（名字）を同じにしなくとも、法的に結婚できる制度（選択的夫婦別姓制度）の導入について、83.9%が賛成またはやや賛成という結果になっております。

次のページをごらんください。4の経団連による政府への提言についてです。夫婦別姓に関する近年の動きの一つとして、経団連による提言の実施についてお示ししております。経団連が昨年6月に政府に対して行った提言では、家族のあり方の多様化、企業での対応、国際的な動向など社会環境の変化を踏まえ、現状の課題を解消する制度の見直しについて求める内容となっております。

最後に、5の県の対応状況についてでございます。県では、全国知事会を通して、選択的夫婦別姓制度の導入に関する議論の活性化を求める提言を国に対して行っているところでございます。

以上で受理番号第50号についての御説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

○佐藤ケイ子委員 不採択。

○佐々木宣和委員長 不採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 不採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第53号ゲノム編集食品の表示等を含めた更なる検討を求める意見書提出請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○千葉食の安全安心課長 受理番号第53号ゲノム編集食品の表示等を含めた更なる検討を求める意見書提出の請願について御説明いたします。なお、昨年12月議会におけるゲノ

ム編集食品の表示義務化を求める意見書提出の請願の御説明と重複する部分がありますことを御了承願います。

それでは、資料ナンバー4の説明資料をごらんください。まず、1のゲノム編集技術応用食品についてです。ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取り扱いについては、薬事・食品衛生審議会において議論がなされ、令和元年10月1日からゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領に基づく制度が開始されました。

ゲノム編集技術とは、特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いて、その塩基配列上の特定の部位を改変する技術をいい、資料に記載した三つのいずれかに該当するものがゲノム編集技術応用食品となります。

ゲノム編集技術は、一般的に三つのタイプに分類されます。図1にありますように、①、標的とするDNAを切断し、自然修復の過程で生じた変異を得るもの。②、標的とするDNAを切断し、あわせて導入したDNAを鋳型として修復させ、変異を得るもの。③、標的とするDNAを切断し、あわせて導入した遺伝子を組み込むことで変異を得るものがあります。このうち②の一部と③については、組み換えDNA技術に該当し、食品表示基準上、遺伝子組み換え食品とされております。

次に、2のゲノム編集技術応用食品の届出制度等についてでございます。フロー図を図2に示しておりますが、届出制度の流れとして、開発者等は消費者庁にあらかじめ事前相談を行い、それを受け、消費者庁にあっては当該食品が組み換えDNA技術に該当するか否かを専門家の意見を聞いた上で判断する流れとなっております。

組み換えDNA技術に該当しないものは、自然界または従来の育種技術でも起こっている範囲内の遺伝子変化のものになりますが、届出対象となり、届出後に情報公開された後、市場に流通されます。これは、上記の1(3)①及び②の一部に該当します。

次に、組み換えDNA技術に該当するものは、外来遺伝子及びその一部が除去されていないものとなります。安全性審査の対象となり、新たな有害成分が存在していないなどについて審査され、安全性が確認された場合にのみ情報公開後に市場に流通されます。上記1(3)の②の一部及び③が該当します。②については、組み換えDNA技術に該当するかどうかを専門家の意見を踏まえて決定いたします。

次に、資料2ページ、3のゲノム編集技術応用食品の表示についてです。(1)の現状ですが、ゲノム編集技術応用食品の表示制度の概要について、図3にお示ししておりますが、アの組み換えDNA技術に該当しないものは、その変異の安全性の程度も従来の育種技術を用いた場合と同程度と考えられるため、表示の義務づけはなく、食品表示基準に基づく遺伝子組み換え食品表示制度の対象外となります。一方、イの組み換えDNA技術に該当するものは、表示が義務づけの対象とされており、食品表示基準に基づく遺伝子組み換え食品表示が必要となります。

(2)の表示の義務付け対象外としている消費者庁の考えですが、消費者庁では組み換えDNA技術に該当しないゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品につい

て、食品関連事業者に表示を義務づけることは現時点では妥当でないとしております。その理由は2点ありますて、一つ目は従来の育種技術によって得られた変異と判別し、検知する検査法の確立が難しく、科学的な検証は困難であること。そして二つ目は、現状では国内外において、ゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分で、実効的な監視制度が確保できないことが挙げられております。また、消費者庁は、食品関連事業者がゲノム編集技術応用食品に関する表示を行うことは、適切に情報提供がなされる場合には可能としており、積極的に情報提供するよう努めるべきであるとしているほか、新たな知見が得られた場合には表示の義務づけも視野に入れつつ、必要に応じて取り扱いの見直しを検討するとしているものでございます。

4の国によるゲノム編集技術応用食品に関する情報提供については、現状ではゲノム編集技術応用食品に関する情報を消費者庁、農林水産省及び厚生労働省の各ホームページにおいて公表しているほか、意見交換会、シンポジウム、食品の安全に関するリスクコミュニケーション等を実施しています。

5の国の動向ですが、令和元年10月1日に現表示制度が開始され、令和2年12月に一部改正が行われた以降は、消費者庁が流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集を行い、薬事・食品衛生審議会に報告しておりますが、薬事・食品衛生審議会において表示制度を改正する検討はなされておりません。一方、情報提供については、令和3年10月の同審議会においてリスクコミュニケーションを実施すべきとの意見が出されております。

以上で受理番号第53号についての説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 今の説明に対して1点質疑しますが、3の(2)、表示の義務付け対象外としている消費者庁の考えは、イの部分で、積極的に情報提供するよう努めるべきであるということなのですが、それに対して事業者側からはなかなか情報提供されないと認識していいのでしょうか。

○千葉食の安全安心課長 現在、このゲノム編集技術応用食品については、4品目6品種が流通していますが、現在流通されているものについては実質的な表示がされているものと認識しております。

○福井せいじ委員 わかりました。そのような6品種を使って加工食品を作った場合、どういった対応になっていらっしゃいますか。

○千葉食の安全安心課長 ゲノム編集技術応用食品を使用して加工食品を製造した場合についても、現時点では、その表示については自主的な公表に努めるべきと考えている段階でございます。現時点では、そのような加工食品についてはまだ製造されていないものと認識しております。

○福井せいじ委員 わかりました。もう一つ、3(2)のアですが、科学的検証が困難であるということだが、そうすると、ゲノム編集技術応用食品は申請及び表示しなければいけないが、科学的な検証は困難ということですか。

○千葉食の安全安心課長 科学的にゲノム編集技術応用食品かどうかを見分けることができないので、今の時点では義務化を求めていないところでございます。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになれば、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択、不採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木宣和委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御意見なしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって環境生活部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画（最終案）についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉食の安全安心課長 岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画（最終案）について御説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー5、岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画（最終案）についてごらんください。

まず、1、策定の趣旨でございますが、動物愛護管理センターについては、動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進による殺処分ゼロを目指すとともに、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として、岩手県と盛岡市が一体となって設置するものであり、設置に当たり、整備予定地や担う役割、施設の内容等を明らかにし、今後の施設整備に反映させるために策定するものでございます。

2、計画策定スケジュールですが、本日の常任委員会における御議論を踏まえ、3月31日に計画を公表する予定としております。

2ページをお開きください。パブリック・コメントにおいて寄せられた意見の概要についてでございます。パブリック・コメントは、令和6年12月24日から令和7年1月23日まで実施し、合計52件の御意見をいただいたところであり、その内訳は(1)及び(2)のとおりとなっております。

(3)、整備基本計画の修正等を求める意見については8件いただいており、そのうち表の墨塗りの部分でございますが、対応区分をA（全部反映）として、2件計画案を修正しております。一つ目は、費用負担割合について、他都市の事例を参考に費用負担割合の根拠を記載すべきとの意見と、二つ目は、ワンヘルスの考え方や概念を盛り込んではどうかというものです。

3ページをお開きください。(4)、意見を反映させた修正案でございますが、まず一つ目の費用負担割合については、なお書きのとおり計画本文の16ページに追記したところです。また、二つ目のワンヘルスの概念等については、動物愛護管理センターが担う具体的業務のうち人獣共通感染症対策の推進の項目部分に括弧書きとして追記したほか、ワンヘルスの注釈について計画本文の19ページ及び20ページに追記したところでございます。

次に、(5)、センター整備・運営等への要望等ですが、ボランティアに関連した御意見を多くいただいており、これらの御意見はいずれもC（趣旨同一）またはD（参考）として、今後いただいた御意見を参考にしながらセンター運営に係る検討をしていくこととしております。

最後に、(6)、その他といたしまして、住民説明会の開催状況や旧県営野球場の跡地利活用、整備予定地の選定に関する質問があつたところでございます。

以上、パブリック・コメントの結果を踏まえ、整備基本計画最終案について、岩手県動物愛護推進協議会に説明し、本最終案を策定したところでございます。

以上で説明を終わります。

○今消費生活課長 岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）（素案）について御説明いたします。

資料ナンバー6の岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）（素案）についてごらんください。1の策定の趣旨でございます。この計画は、岩手県消費生活条例に基づき、本県の具体的な消費者施策を総合的・計画的に進めることを目的として策定しております。現計画であります岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）が令和6年度をもちまして計画期間終了となりますことから、令和7年度以降の次期計画を策定しようとするものでございます。

2の計画の位置づけでございます。この計画は、岩手県消費生活条例が目的とする消費者の利益の擁護、増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資するための行動計画となっております。また、いわて県民計画（2019～2028）の政策推進プラン、政策項目28の「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」の具体的推進方策であります「消費者施策の推進」の実施計画によって位置づけておりますとともに、消費者教育の推進に関する法律の規定に基づきます本県の消費者教育推進計画としての性格も有するものでございます。

3の計画策定スケジュールでございます。次期計画につきましては、国が策定する第5期消費者基本計画との整合性も図りながら策定することとしております。国の計画が今年度末の策定となっておりますことから、それを踏まえまして県の計画は7月に策定することとしております。今後3月下旬から4月にかけて、おおむね1か月間、県民の皆様から御意見を頂戴した後、計画の最終案を6月までに策定いたします。7月上旬に予定されております当委員会におきまして計画の最終案を御説明した後、計画を策定する予定としているところでございます。

次のページをごらんください。素案の概要について御説明いたします。素案は、全部で5章構成となっております。第1章は、計画策定に当たってといたしまして、ただいま御説明いたしました計画策定の趣旨や位置づけなどについて記載しております。また、この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

次のページをごらんください。第2章は、消費生活をめぐる現状と今後の課題について記載しております。高齢化の進行、デジタル化の急速な進展、持続可能な社会の実現に向けた機運の高まりなど、消費者を取り巻く社会環境の変化や国における消費者行政の状況、本県の消費生活相談の現状について記載しております。また、消費生活に関する県民の意識として、今年度実施いたしましたアンケート調査の結果もあわせて記載しているところでございます。これらの現状や現計画における取り組みの結果等を踏まえまして、消費者事故の未然防止及び事業者への指導、消費者教育の推進、消費者被害の救済及び市町村・関係機関との連携・協働の四つの課題を設定いたしました。

次のページをごらん願います。第3章は、施策の方向について記載しております。基本目標については、消費者を取り巻く環境の変化に対応して消費者被害の防止と救済に取り組み、安心して暮らすことができる岩手といたしました。この基本目標のもと、先ほど申し上げました四つの課題に対応し、施策の方向を四つ設定して取り組みを進めることとし

ているところでございます。

初めに、施策方向の1、商品やサービスの安全確保及び消費者と事業者との取引の適正化でございます。商品やサービス等に関する事故防止、安全確保に関し、関係法令に基づく事業者への監視指導や検査、注意喚起等を行っていくこととしております。

次に、施策方向の2、消費者教育の推進でございます。消費生活の相談傾向を踏まえつつ、世代やライフステージに合わせた情報提供や普及啓発、消費者教育の充実を図っていくほか、持続可能な社会の実現に向けた消費行動の推進を図ることとしております。

そして、施策方向の3、消費者被害の救済でございます。引き続き消費生活相談対応や多重債務対策などを行っていくとともに、高齢者等の消費者被害の未然防止のために地域における見守り体制の構築を促進していくこととしております。

最後に、施策方向の4、市町村・関係機関等との連携・協働でございます。身近な相談窓口である市町村との連携や相談対応の支援の継続、また弁護士会、警察等の専門機関との連携・協働を進めていくこととしております。

次のページをごらん願います。第4章は、施策の推進に向けた具体的取り組みと主要指標について記載しております。第3章に掲げました施策推進のための具体的取り組みと取り組みの達成状況を把握するために、目標値を定めた指標を26項目設定しております、設定状況は資料に記載のとおりでございます。

最後の5章は、計画の推進と進行管理について記載しております。策定後の状況の変化を踏まえた計画の見直し、計画の進捗状況の公表について記載しているものでございます。

以上が計画素案の概要でございます。なお、計画素案の本体につきましては、以降に掲載しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 私は、動物愛護管理センターについてお聞きしたいと思います。

今までさまざまな質疑もありましたが、環境に配慮した施設ということで、2ページの7の(3)のオ、騒音、鳴き声に対する対応について、以前も質問をしたと思いますが、これに対してはどういった形で対応していくかお聞かせいただきたいと思います。

○千葉食の安全安心課長 まず、施設の防音設備につきましては、他県の施設も参考にしながら必要な騒音対策を取っています。先日の常任委員会等で福井せいじ委員から御指摘、御質問がありましたドッグランの使用についてでございますが、ドッグランにつきましては、現在のところ飼養管理している犬の運動場としての使用を考えているところでございます。その使用に当たりましては、その対象となる犬を一度に全部放すのではなく、順番に職員がリードをつけて、譲渡後の散歩の練習のような感じで時間を決めて順番に行う想定でございます。それにより、騒音の原因にならないように努めているものと考えております。

○福井せいじ委員 犬は、何頭収容するのでしょうか。

○千葉食の安全安心課長 規模としては、犬は19頭の想定でございます。

○福井せいじ委員 私たちが視察した施設では、私が入っていったら、いきなりさまざまなほえ声が聞こえたので、大変だと思いました。センターの設置場所は民家も近く、ぜひそういったところには気を使っていただきたいと思っています。

それから、今、民家の話が出たのですが、地元からも当初はさまざまな反対の声もあり、こういった施設をこれから本格的に建設するに当たっての地域の方々とのコンセンサスが取れているかどうか、これについて確認を最後にさせていただきます。

○千葉食の安全安心課長 地域の住民に対する説明でございますが、まず7月10日に1回目の説明を行い、その場で整備に対する懸念される意見もいただきました。その後、地元自治会の役員会あるいは2回目の住民説明会を12月に開催いたしまして、改めてこのセンターの整備の目的、設置場所を県営野球場東側駐車場とした理由について説明させていただいて、一帯の一定の御理解をいただけたものと考えております。今後も必要に応じて十分な説明を続けていくよう努めてまいります。

○福井せいじ委員 今までの説明の中では理解をいただいたということで、今後、工事に入り、供用開始となった場合には、私としてはまた住民等に対する情報提供、あるいは施設の見学の対応をしていただき、これからも理解を深めていただく。そして、ぜひとも住民に応援していただけるような体制を取っていただきたいのですが、お考えをお示しください。

○千葉食の安全安心課長 ただいま福井せいじ委員から御指摘、御提案もありましたとおり、今後につきましても進捗状況を踏まえまして、地域住民を中心に県民に対する周知や説明などを重ねて理解をいただけるように努めてまいります。

○吉田敬子委員 動物愛護管理センターの件でお伺いしたいのですが、一時預かりボランティアについては、予算特別委員会でも佐々木朋和委員が取り上げられており、どうしても地域間格差があると私も感じていました。今回の計画を実施していく際に、課題認識として、その辺りの目標値等を定めながら実施するのかお伺いしたい。また、いのちの教育、いのちを学ぶことについて、これまでもしっかりと取り組んでいただきたいとお話をさせていただきました。先ほどパブリック・コメントでボランティアに関する意見が多くなったということで、既にいろいろな取り組みをされていますが、動物愛護団体やボランティアが積極的な介入、主体として学校などに入っていけるような取り組みを要望します。

また、動物愛護管理センターの整備基本計画は、今9カ所ある保健所を三つに集約して連携を図っていくということですが、例えばその場所に何頭の犬猫を保護できるように整備していくといったことなどを、計画に盛り込んでいくのか確認できればと思います。

○千葉食の安全安心課長 一時預かりボランティアの地域偏在につきましては、課題があると認識しております、今後より多くの県民にご協力いただけるように周知等を重ねて、ボランティアをふやしていきたいと考えております。その際の目標値については、現段階では具体には設定はしておりませんが、各保健所の実情を踏まえて、適切な目標を掲

げた上で取り組んでいきたいと考えております。

いのちの教育についてでございますが、これも動物愛護管理センターの新たな重要な業務の一つとして認識しております。今後具体的な業務の内容について検討を進めますが、重要な位置づけとして、小学校あるいは幼稚園等に対する教育について検討を進めていきたいと考えております。

センター整備後のボランティアあるいは動物愛護団体との連携について、今まで御協力いただいているボランティアあるいは動物愛護団体と引き続き連携を強めていく必要があると考えております。具体的連携のあり方については、新年度以降、改めて有識者等の意見も伺いながら検討を深めてまいりたいと考えております。

各保健所の動物管理施設の集約に当たっての検討ですが、新年度に入りまして動物愛護管理センターの検討と並行しつつ、有識者等の意見をいただきながら検討を進めてまいります。各施設の適正な規模につきましても、いかに動物愛護管理センターと連携して県全体として対応できるかを考えながら、適正な規模について検討してまいります。

○吉田敬子委員 今回の計画には、センターを設置することが主として掲げられているのですが、私の中では、保健所を集約して3カ所にするということもしっかりと見える化をしていただき、県全体の動物愛護管理センターができただけではなく、それぞれの機能を地域でどうしていくかがすごく大事だと思っています。そこで、9カ所から3カ所に集約されることについて、動物愛護団体も含めて県民に、しっかりとわかりやすく説明をしていただきたい。最後の部分は特に丁寧にやっていただきたいと思っております。

次に、家事・育児シェアに関する取り組みについて、シェアシートの取り組み実績の状況と新年度の改善点についてお伺いします。

○藤井青少年・男女共同参画課長 シェアシートの取り組み実績と改善点についてでございます。

県では、今年度から新たに夫婦や家族が協力して家事、育児を行う意識の醸成を図るため、家事・育児シェアシートにより家庭内の負担割合の現状と理想を見える化し、家事シェアについて考えるきっかけとしてもう取り組みを始めたところでございます。9月末に開設したウェブのアクセス回数は、3月17日現在で1万9,236回となっておりまして、多数の方に体験をいただいております。

また、シェアシートの普及に当たりましては、家事自体の負担軽減と最適化にもつなげていくため、家電量販店や生活用品メーカーなど11社より協賛いただくとともに、社会的な広がりをつくっていくため、ショッピングモールでキックオフセレモニーの開催、シェアシート診断の体験者に抽せんにより協賛品をプレゼントする応募キャンペーン、協賛企業とコラボしたX——旧ツイッターを活用したキャンペーン等を実施したところでございます。この取り組みにつきましては、性別、役割分担意識が根強い世代等にもアプローチできるよう、企業等と連携を図りながら、令和7年度も継続していくこととしており、意識の醸成とともに家事、育児そのものの負担を軽減する視点も大切であることから、家

事、育児支援サービスを行う企業等とも連携を念頭に取り組みを進めていくこととしております。

○吉田敬子委員 新年度に計画中の企業との連携をもう少し具体的にお伺いします。見える化は、本当にいいことではありますが、家事、育児の負担軽減をいかに図っていくのか。また、その次を大事にしてほしいといつもお話をさせていただいている。今回の一般質問でも企業と新年度やっていくと環境生活部長からの御答弁をいただきましたが、具体的な取り組みについても改めてお伺いします。

○藤井青少年・男女共同参画課長 今年度の企業との連携につきましては、例えば企業の協賛品、あとは家電量販店から家事、育児の負担軽減につながる家電製品の割引も御協力いただいたところでございます。来年度につきましては、家事、育児支援サービス、家事代行等を行う企業には、ぜひそのような家事代行を利用する際の割引も御協力いただけないか、今後御相談させていただきたいと思っております。

○吉田敬子委員 これまでの女性活躍の会議の部会の中でも、外部サービスをもう少し利用しやすい環境にしてほしいとずっと言っており、新年度に着手していただけることを大変期待しております。注視しながら一緒に取り組ませていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、居場所支援のあり方についてお伺いしたいと思います。予算特別委員会の総括質疑での答弁で、県がやっているいわて若者カフェは、どちらかというと積極的に活動している若者の拠点をつくっていて、来年度も拡大となるということで、評価しています。例えばフリースクールの認定、認証制度を他県だと環境生活部のようなところで実施しているのですが、なかなか積極的に外や学校に行けない子供たちの居場所支援をぜひ拡充して取り組んでいただきたいと総括質疑で取り上げさせていただき、大事な視点と捉えており、いわて若者カフェの運営等に関わる関係者や若者にも一緒に考えてもらいたいと考えているとの御答弁いただきましたけれども、新年度具体的にどのように取り組むのかお伺いしたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 いわて若者カフェにおける居場所支援についてでございます。予算特別委員会で答弁したとおり、現在いわて若者カフェは若者同士の活動、交流の場、活動体験を共有し、つなぐ場として定着し、利用者数が大幅に伸びている状況であることから、引き続きカフェマスターを講師としたミーティングや若者自らが講師となる交流会の若者の活動を後押しする拠点として、若者の声を中心に運営していきたいと考えております。

また、いわて若者カフェのあり方については、カフェマスター等を構成員として年2回程度開催している若者活動支援チーム会議におきまして、これまでも議論をしてきていることから、来年度のチーム会議では、吉田敬子委員御提案のような居場所支援をテーマにして、皆さんから意見を聞いてみたいと考えております。

○吉田敬子委員 ゼビその支援チーム会議で議論いただきたいと思っています。

今いわて若者カフェの拠点は4カ所あり、来年度は5カ所にするということですが、これまでに宮古市のみやっこハウスと久慈市のナナマルニに伺ったことがあり、ここはまだ拠点にはなっていませんが、先日、2周年を超えた岩手町のミライトに伺い、すごくいい取り組みをされているなと思ったところです。そこで、今やっているいわて若者カフェは拡充していただきつつ、いろいろな子供たちが関わって活動していると思うので、もっと幅広く活動するにはどうしたらよいかという視点でぜひそのチーム会議で声を吸い上げて、拡充していっていただけたらと思っております。

最後に、デジタル女子の取り組みについてお伺いします。予算特別委員会で、さまざま議論がありましたが、佐々木朋和委員の質疑に対する答弁で、多数の応募があった中で30人に受講していただきいて、修了試験の合格者が12人だということでした。継続的な就労につながるマッチングはこれからとのことだったのですが、これはもともとこのようなスケジューリングだったのか、予定が遅れているものなのかお伺いします。

○藤井青少年・男女共同参画課長 女性デジタル人材育成プロジェクトについてでございます。

期待される習熟度までのスキル取得に至らなかった受講生に対し、延長受講と再試験を推奨したところ、最終的に30名中14名が一定の基準を満たしたと判断され、現在就労マッチングを進めている段階でございます。こちらのスケジュールにつきましては、当初予定どおり進んでいるところでございます。

本事業では、事情により今すぐ働けない方も中にはいらっしゃることから、就労マッチングを希望する合格者に対しましては、来年度以降も業務案件を紹介する仕組みとなっておりまして、希望する就業スタイルや就業時間等に沿ったマッチングを順次行っていくこととしております。

○吉田敬子委員 佐々木朋和委員の質疑でのやり取りで、デジタル人材育成が全国的に行われてきている中、県はこの事業を委託されていると思うのですが、どの程度マッチングに関与し、就労状況を把握しているのかを課題として取り上げたと思っております。その受講生の希望案件や、例えば特に在宅勤務であればどこの企業案件でももちろんいいのだと思うのですが、クライアントに県内企業がどの程度入っているかを県で把握できているのか、それともほとんど委託業者がやっているのか、お伺いします。

○藤井青少年・男女共同参画課長 このプロジェクトにつきましては、受託業者に委託を行っているところでございます。その受講者の受講状況や就業に向けた希望等につきましては、隨時受託業者と県の担当者で意見交換というか、打ち合わせさせていただきながら情報共有を図っているところでございます。また、さまざまな就業の希望がございますので、そういうものに少しでも応えられるように受託者が持っている案件であるとか、またそれ以外の例外の部分についても掘り起こしを行っていくように、受託者等に対して御協力を願いしているところでございます。

○吉田敬子委員 今回合格できなかった方へもフォローはしっかりとしていただきたいと

思っております。そのフォローの仕方について、改めて確認させていただきたい。あわせて新年度も新たに定員を 50 名にふやすということ、できるだけフォローもしっかりとしていただきつつ、30 人の皆さんのが希望のある就職につながることがやはり大事ですので、研修で終わらずに就業が継続していくような状況をしっかりと県でも把握していただきたいと思っておりますが、改めてそのフォローをどうしていくのか、新年度の取り組みについてお伺いします。

○藤井青少年・男女共同参画課長 合格できなかつた方へのフォローにつきましては、予算特別委員会でも御答弁したとおり、来年度の募集につきましても再度応募していただけるように周知はいたしますし、またその希望に応じて職業訓練校等で実施するデジタル分野の訓練コース等を紹介するなど、さまざまなリスクリソース等を御紹介することとしております。

また、新年度の取り組みについてでございますが、来年度は今年度想定を上回る応募があつたことを踏まえまして、受講者数を 50 名に拡充して実施することとしました。また今年度実施した受講コース別の合格率は、事務作業等を自動化する R P A コースがより高度なスキルとして、習得が難しいと感じてスキル習得に苦労された方が多く、今回は合格者がいなかつた状況でございます。

一方で、企業の業務を一元管理する S A P コースは、受講者 20 名のうち 14 名が合格して、順調にスキル習得に進んだところでございます。このような状況を踏まえまして、来年度の受講コースについては、他県の実施状況等を参考にしながら S A P コースの受講者数を増やすことなどを検討するとともに、応募者に対しデジタルスキルの有無等を確認するほか、学習進捗度合いに応じたきめ細かなサポートを実施するなど、一人でも多くの受講者が希望する多様な働き方に合った就労に結びつくことができるよう、受託者と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○吉田敬子委員 最後に、来年度は御異動される環境生活部長にぜひお伺いしたいのですが、今日取り上げました家事、育児のシェアや若者の居場所支援、子供や若者支援、女性の活躍や負担軽減策は、私も個人的に環境生活部長とはお話をさせていただいて、来年度に少し拡充していただいているので、大変期待をしています。これまでの 1 年間の実績なども含めて所感をお伺いして終わりたいと思いますので、お願ひします。

○大畠環境生活部長 若者活躍、女性活躍、それぞれの支援の取り組みについてでございます。所感でお話をさせていただきますが、若者活躍については、いわて若者カフェを中心に、高校生以上の方々が公会堂あるいは御紹介のあったみやっこハウスなどで、さまざま年上の人たちとまさしく混ざり合いながら今後どう生きていくか、地域でどう活動していくかというところを、若い高校生あるいは高校を卒業して地元に残り社会人になった方々がまさに感じ取っていただいている。そういう場になっているのだろうと私個人的には思っております。

また、今回いわてネクストジェネレーションフォーラムも北上市で開催をして、初めて

盛岡市から出ていって、企業とか、あるいは地域の団体とか、そういう方々も一緒になって、今の若者の考え、あるいは今若者がどういう活動をしているかというようなブースを設けて、展示説明していただくことも行いましたので、これは来年度も引き続きそのような形で行い、トータルとして若者を支援できるような取り組みを継続していかなければと思っております。

また、女性活躍については、来年度固定的性別役割分担意識解消として講演会等を実施してまいりますが、まさに今年度行った家事、育児シェアの取り組みは固定的な役割意識を解消していく一つのステップとして取り組んでまいりましたので、これが家事、育児のみならず、職場であったり、社会全体であったり、そういったところに波及していくような形で取り組んでいかなければとの思いで予算をつくってまいりましたので、来年そういった形で展開できるように若者女性協働推進室を核として取り組みを進めていかなければと思っております。

あとは、家事代行は吉田敬子委員とも何度かお話をさせていただきまで、今回の家事、育児シェアのところで、そういった家事代行企業との連携を考えていくと。ある意味、県民はまず家事代行サービスを提供されている方々がどういう方々なのかがわかつてないところもあるだろうと思っていましたので、そういった紹介も含めて家事代行を県民に紹介しつつ、こういう活用の仕方もあるのだと、あるいはそもそも料金体系がどうなっているかもよくわかつていらっしゃらない方もいらっしゃる、私自身もそうですので、そういったところも含めて企業と連携し、あるいは意見交換しながら、今後どういう展開ができるのか、あわせて検討していかなければと思っております。

1年間でしたが、若者、女性というところで、私も若いつもりでおりましたが、そういう年ではないのだと感じることが多々あり、考え方を改めさせられたりした場面が多々ありました。そのような気持ちを持ちながら、今後も職員として取り組みを進めていかなければと思っております。ありがとうございました。

○佐々木努委員 岩手県消費者施策推進計画(2025~2029)(素案)についてお伺いします。

社会の変化が非常に速くて、消費者行政を取り巻く環境は年々変化していくと思いますが、現計画と次の計画との大きな違いがあるのか。そして、あるとすれば、どういうところなのかを最初にお聞きしたいと思います。

○今消費生活課長 今現計画と次期計画の違いについてのお尋ねでございます。基本的に消費者施策推進計画につきましては、先ほどの位置づけで申し上げましたとおり、いわて県民計画(2019~2026)の実施もありまして、原則としては現在の計画の考え方を踏襲した章立てとしております。ただ、佐々木努委員がおっしゃるとおり、近年デジタル化の進行、高齢化に伴いまして、高齢者がなかなか相談窓口までつながらないような問題も徐々に出てきておりますので、そのような部分の働きかけを強化することを盛り込みたいと考えているところでございます。

○佐々木努委員 あまり変化はないというようなことです。

それで、先ほどの説明でも、例えば警察とか弁護士会との連携強化もありますが、消費者行政は結構幅広で、それこそ消費者が被害を受けたときの対応もそうですし、それから環境面の問題もあり、さまざまな部署に関わってくると思うのですが、素案策定に当たって、まず他部局との調整をどのようにされたのか。また、市町村とどのような関わりを持ったのかお聞かせください。

○今消費生活課長 関係部局との連携でございます。最近では特殊詐欺とか、被害が起つてからではなかなか被害回復が難しいところもあるのでございますが、相談の段階で、連携が必要であれば、私どもに相談いただいたときに、例えば相談者御本人の意向も踏まえて警察に情報提供させていただく。消費者教育の部分で申し上げますと、やはり各世代における教育の啓発が必要なのですが、若者におきましては県教育委員会との連携が必要で、啓発していくに当たってどういうところから取り組めるのかを素案の中で検討し、まとめさせていただいたところでございます。

市町村につきましても、今、本県の場合は県民生活センターのほかに市町村に 11 の消費生活センターがございまして、その中に相談窓口を置いているわけですが、例年、市町村の消費生活センターに足を運ばせていただき、今どのような問題があるのかといった御意見を頂戴しながら、計画に盛り込める意見がないかとの観点で意見交換したところでございます。

○佐々木努委員 そうすると、この素案のたたき台について意見をもらったということではなく、年間を通じてのさまざまな関わりの中から要望等を吸い上げて素案に反映させたということですね。

○今消費生活課長 はい。

○佐々木努委員 では、今後この素案について改めて市町村、他の部署に意見を求めることがありますか。

○今消費生活課長 先ほど 3 月下旬から 4 月にかけて県民にパブリック・コメントで御意見を頂戴したと申し上げましたが、同じ時期に各市町村にもこの素案について情報提供させていただいて、広く意見を募ってきております。

○佐々木努委員 わかりました。しっかりとやっていただけるというようなことで、大事な計画だと思うので、よろしくお願いします。

それから、この際通告しておりました三陸復興国立公園の整備についてお聞きしたいと思います。先日の予算特別委員会において、私は三陸沿岸地域の観光、これを県にしっかりと取り組んでほしいとの話をさせていただいたのですが、その大きな観光資源の一つとして、みちのく潮風トレイルがあり、これと三陸復興国立公園の関係性は非常に重要であつて、ただ単に自然保護だけではなく観光振興という面からも非常に関わりがあると思うのであります。既に担当課では御承知のとおり、三陸沿岸地域の各市町村からトレイルの遊歩道等の老朽化が進んでいる施設、設備について改修してほしいと要望がかなり出されていると私も認識しているのですが、三陸復興国立公園に限定して、令和 6 年度の整備の取

り組み内容、実績についてお聞かせいただければと思います。

○酒井自然保护課総括課長 令和6年度の事業実績でございますが、田野畠村鶴の巣断崖や、大船渡市碁石海岸での防護柵の再整備工事など、市町村事業を含めまして、令和6年度につきましては5カ所で事業を実施しており、既に完了しております。

○佐々木努委員 わかりました。市町村の要望も含めて改修が必要な箇所は、県としてどのように把握しているのか。要望のみか、独自で把握しているか、それからどの程度の箇所数が必要だとお考えになっているのかをお聞かせください。

○酒井自然保护課総括課長 改修が必要な箇所数の把握でございますが、主たる把握の方法は佐々木努委員御指摘のとおり市町村要望となっております。このほか県が市町村に委託して設置しております自然保护管理員がパトロールしておりますので、そのような方々からの報告や、県の定期的な現地調査、みちのく潮風トレインの関係で、宮城県名取市に統括本部が置かれており、そちらの名取トレインセンターとも今年の1月に意見交換をし、改修が必要な箇所などを教えていただき、施設の状況把握に努めているところでございます。この結果、現時点では再整備が必要な箇所数は計19カ所と把握しております。

○佐々木努委員 それを受け、令和7年度の事業計画がどのように計画されているのかを教えていただきたいと思いますし、あわせて今後担当課としてどのように取り組んでいくのか。私としては観光面も含めて潮風トレインの評価が高まっている中で、せっかく来ていただいた方にがっかりされないような取り組みを商工労働観光部と一緒にやってほしいと思うのですが、その連携も含めて令和7年度以降の取り組みについてお知らせください。

○酒井自然保护課総括課長 はじめに、令和7年度の事業計画でございますが、山田町の四十八坂海岸のトイレ改修、宮古市田老地区での転落防止柵の再整備事業など、市町村の単独補助事業を含めまして9カ所の事業を令和7年度の当初予算に計上しているところでございます。

今後の商工労働観光部も含めた連携ですが、現在我々で事業を実施しておりますのは環境省の交付金を使った事業で、予算上の制約もあり、再整備がなかなか進まないと認識を持っておりまして、ほかに観光庁の国庫補助などで利用可能なものが無いかも検討させていただいたところです。防護柵のようなハード系のものに関しては、環境省の交付金が一番有利で獲得しやすいため、どうしても主たる再整備は環境省の交付金になっております。ただし、案内標識やトレインセンターの道しるべのような物を要所に設置させていただいたものと、あとはインバウンド向けのものについては、観光庁の制度を利用することも可能になってきますので、そういう部分に関しては商工労働観光部や、地元市町村が採択に向けて動くことをサポートさせていただく形で支援をさせていただき、我々だけではなく関係する部署とか市町村と一体となって潮風トレイン含めて三陸復興国立公園の施設整備を進めていければと考えております。

○佐々木努委員 十分ではないですが、令和7年度もこの整備は進むということが理解

できました。

県議会でも国立公園の老朽化した施設の整備については、国の支援を求める意見書を出したばかりではありますが、引き続き取り組んでいきたいと思いますので、県としても積極的に国に働きかけていただいて、なお県単独でも予算措置を頑張っていただいて、それで観光振興も含めた自然保護をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤ケイ子委員 岩手県消費者施策推進計画(2025～2029)(素案)を今見ることができましたので、その関係についてお伺いします。消費者施策の推進に向けて、消費者教育の推進などがあるのですが、この中心になるのはやはり消費生活相談員だと思います。国家資格を有していなければならぬ消費生活相談員をしっかりと確保できている状況なのかというところです。私の認識ではほとんどが会計年度任用職員ではないかと思っています。県の消費生活センターも市町村の消費者相談も会計年度任用職員が多いという認識ではいるのですが、実際は消費生活のトラブルが多岐にわたっていて、相談員の役割も大変だと思いますし、さらには消費者教育、消費者セミナーも強化していく話なのです。消費生活相談員の有資格者は県内に十分いらっしゃるのか。それから、国家資格を取るにあたり、毎年国家資格を取る人たちの状況がわかるでしょうか。

○今消費生活課長 消費生活相談員の有資格者の関係でございます。現在県内の消費生活相談員は市町村の生活センターも入れて43名おります。その中で、有資格者は31名で、大体7割強の方が資格を持っていて、あとはセンターで実務に携わりながらその資格の取得に努めていると考えております。資格を取るためにどの程度受験されているかは、大変申し訳ございませんが、今、手元にそういったデータを取りまとめたものはありませんので、後ほどわかるかどうか確認をさせていただければと思います。

○佐藤ケイ子委員 はい、わかりました。有資格者について、どれだけいつも合格されているのかは国でないとわからないでしょうが、前は消費生活の実務をしていれば、資格がなくても経験年数で資格を取る段階があったような気がしていますが、多分、今はしないでしょうね。そのようなものはなく、試験だけだと思うのですが、有資格者を増やすことについての啓発や支援が、県や国などではないのでしょうか。

○今消費生活課長 消費生活相談員の資格の取得に係る取り組みでございますが、国で消費生活相談員の資格試験のために、オンライン等々で研修を実施しております。私どもとしては、国が実施していますオンラインの研修等の機会を、さまざま国から御案内が来ますので、私どもも同じように周知をさせていただいております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。会計年度任用職員ということで、不安定だとか、前は5年や3年で区切るなどしていて、今は継続して雇用できるのでしょうか、なかなかなってくれる人がいないので、市町村と県で資格者の取り合いみたいになってしまって、人材確保がすごく大変だと聞いていたことがあるので、どうやったらこの資格者を増やせるのかと思い、そのようなところも素案に何か盛り込むことができないのかと思っています。

消費生活相談は、すごく多岐で大変です。最近では統一教会の壺を買ったものまで消費生活センターで対応したりして、本当に販売方法などもネットのあり方や商品知識など、すごく大変だと思っておりまして、ぜひ消費生活相談員を増やすのような関わりを持っていただけけるような素案を検討してもらいたいと思っております。

○佐々木宣和委員長 答弁はいいですか。

○佐藤ケイ子委員 はい、いいです。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第 78 号いわてこどもプラン（2025～2029）の策定に関し議決を求ることについて議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○前川子ども子育て支援室長 それでは、いわてこどもプラン（2025～2029）の最終案について御説明申し上げます。

本計画の策定につきましては、さきの 12 月議会におきまして報告議案として提出をさせていただきましたが、今般最終案を取りまとめましたので、策定に関し議決を求めるものでございます。

まず、策定の趣旨についてありますが、本計画はいわての子どもを健やかに育む条例に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画として策定を行うものであります。

計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間としております。

経過及びプランの指標につきましては、後ほど改めて御説明をいたします。

スケジュールは、県議会の議決をいただいた後、速やかにプランを策定、公表してまいりたいと考えております。

この後の説明につきましては、右上に資料 1 と記載の資料により行います。以降資料右下のページ番号で御案内をさせていただきます。

それでは、資料は 3 ページにお進みいただきまして、先ほども御説明したとおり、本プランは県の条例に基づく計画であること、3 の(1)から(6)に記載の計画を一本化して策定することなどを改めて御確認をいただければと思います。

資料は 4 ページに参りまして、これまでの策定プロセスと今後の予定を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

資料 5 ページにお進みいただきまして、こちらはパブリック・コメントなどでいただいた意見の状況をまとめたものとなります。パブリック・コメントの実施に当たりましては、やさしい版資料を作成し、素案とあわせて公開したところ、子供たちからもたくさんのお

見や感想をいただくことができました。なお、表の大人、子どもの分類につきましては、便宜上、やさしい版資料の様式によりいただいた意見を子供からの意見として分類しております。全体で235件の御意見をいただき、一部反映を含め5件について最終案に反映させております。反映内容については、後ほど改めて説明します。また、参考までに子供からの意見を幾つか例示しておりますので、ごらんいただければと思います。

資料は8ページまでお進みいただきまして、ここで改めて本プランの目指す姿を御確認いただければと思います。県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中で子どもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて、子どもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて、社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もが子どもをすこやかに育みやすく、子どもが幸せに育つことができるいわて、この三つの目指す姿を念頭に置いていただきながら、資料は9ページにお進みいただきまして、目指す姿指標の追加について御説明いたします。

素案にお示ししました目指す姿指標は三つございましたけれども、議会や地域説明会において、子どもや若者が主語のものが指標にないことを疑問に感じるという趣旨の御意見をいただきましたことから、改めて関係部局とも調整を行いまして、いわて県民計画(2019~2026)の政策分野3、教育における幸福関連指標となっております自己肯定感を持つ児童生徒の割合を最終案に追加したものでございます。

資料は10ページにお進みいただきまして、推進する施策を構成する具体取り組みに係る変更箇所について御説明します。下線を引いた部分が変更箇所となります。まず、七つの柱の一つ目、子ども・若者の権利に係る取り組みにつきましては、子ども・若者の意見聴取や情報発信の実施に当たり、SNSやヒアリング、アンケートなどさまざまな手法を活用し、効果的なコミュニケーションを図ることについて追記をいたしました。

続いて、11ページです。柱の三つ目、学童期、思春期に係る取り組みについてですが、こちらはSTEAM教育に係る注釈を追記いたしました。

続いて、12ページです。柱の四つ目、青年期に係る取り組みについては2点ございまして、一つは社会的自立に困難を有することも・若者として、「発達に特性のある若者、非行を犯してしまった若者」を追記したこと、二つ目は、若者の中には、チャレンジの第一歩を踏み出せない人やチャレンジの機会に恵まれない人もいることについて追記をしたものでございます。

続きまして、13ページです。柱の七つ目、東日本大震災津波の影響を受けた子どもや保護者の支援に係る取り組みについては3点ございます。一つは、震災そのものによるトラウマ体験などの有無にかかわらず、幅広くトラウマインフォームドケア、つまりトラウマがあるかもしれないという視点を持って支援を行うことが必要である旨追記したこと。あわせて、東日本大震災津波の経験から得られた知見などを今後起こり得る自然災害などさまざまな逆境体験の影響を受けた子供のケアに生かしていくことについて追記をしたも

のです。

14 ページに参りまして、二つ目は、子供に関わる支援者をより具体的に明記しまして、研修とあわせてスーパーバイズの取り組みを追記したこと。

15 ページに参りまして、三つ目は、被災した児童生徒が就学を断念する背景に、本人、家族の精神保健上の理由などもあることから、心理的支援の充実について記載を追記いたしました。

以降の資料は、前回説明した内容となりますので、説明は省略させていただきます。また、資料の最後に、黄色い表紙の別冊でやさしい版資料をつけております。こちらは、パブリック・コメントのときにつくったやさしい版資料のような、子供でも読みやすい形で作成したものですが、こちらも活用しまして、子供も含め広く県民に対して本プランの周知を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 最初に、9 ページ、素案からの主な変更箇所で、4 番の自己肯定感を持つ児童生徒の割合がありますが、私はこれが非常に大切なことだと思います。この自己肯定感がある意味全ての源になっていると思います。そこでお聞きしますが、20 ページに行きますと、テーマごとに現状を整理したものの中に自己肯定感を持つ児童生徒の状況があります。令和5 年で中学校 79.1%、小学校が 82.0% というのは、どうやって調べたのか教えてもらえますか。

○齋藤次世代育成課長 他部局の調査によるものですので、この場では詳細については持ち合わせておりませんが、いずれにせよ県教育委員会による調査におきまして、各学校を経由して生徒にアンケートを行うという形で調査しているものと承知しております。

○福井せいじ委員 他部局なのはわかりますが、一つの指標とする場合は、やはり皆さんも共有する必要があるのではないかと思います。

それで、これは非常に難しい調査ではないかと思うのです。そういう意味では、しっかりとどういった調査なのか、私は子供に対して、あなたは自己肯定感持っているかと聞いたら、誰も答えてくれないと思います。そういった意味では、私は非常に興味があったのですが。

〔「ありました」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員 どこにありましたか。

〔「ここにあります」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員 何かここにありそうだとのことですけれども、自分にはよいところがあると思うということで、当てはまる、どちらかといえば当てはまるということですか。ありがとうございました。

そういうことも必要でしょうし、少し違う視点もあるかと思います。例えば中学校、小学校において、どういったことで自分が評価されているかはさまざまあると思います。

学校の成績であるとか、スポーツであるとか、友達との関係とか、そういったことを自己肯定感ということについて、やはり着目して追求していくこと、探求していくことは非常に重要なと思っています。

そこで、また一つお聞きしますが、27 ページです。こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期）ということで、ここでもまた自己肯定感という言葉が出てきます。ここで自己肯定感を育むことによって、こどもたちが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えるということですが、これはどういうことなのか。自分たちが自己肯定感を高める環境を整えていくということは具体的にどういうことなのかを教えていただきたいと思います。具体的な取り組み、これはプランの中の取り組みとしてです。

○前川子ども子育て支援室長 プランに記載をしております子供たちが小さな失敗も体験しながら直面した課題に取り組んで成功体験を重ねていく取り組みを行っていく上では、やはり周りで関わる大人の関わり方が非常に重要だと思います。例えば、学校という場面であれば教員から子供への関わり方もありますし、あと保護者から子供への関わり方、あるいは地域の中での関わり方、さまざまなどところで大人たちが子供に対して、自己肯定感を高めるような関わり方ができるように、いろいろな場面で研修なども必要かと思いますし、こうした関わり方が重要であることを広く周知、普及啓発を図っていく取り組みが必要になると思います。

○福井せいじ委員 今まにお話しなさったように、私は関わる方が全てそれぞれの役割を持っていると思っていて、それが 24 ページに記載されているのです。計画の推進のための役割で、保護者や子ども・子育て支援機関等、事業主、県民、市町村とあり、ここで保護者について書いてあるように、自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識がやはり大事だと思います。そういった意味では、今、お答えがあったように、どのような認識を持つかを今度は保護者の方に伝える必要がある。この伝え方が私は必要だと思うので、どのような形で伝播していくことを考えているか教えてください。

○前川子ども子育て支援室長 さまざまなやり方があるかと思いますが、実はこのプランを策定するに当たりまして有識者の会議を開催した際にも、例えばこのようなプランがあること自体をまだ知らない方がたくさんいるのではないか、わかりやすく伝えることで興味を持っていただき、子供の権利についても理解が深まっていくのではないかとのお話をなども伺っております。まずは先ほども御紹介しましたが、普及啓発用のツールなども活用しながら広く周知を図っていけるように取り組みをしたいと思いますし、また県だけではなく市町村ですか、さまざまな子供の支援に関わる民間団体にも同じように周知に御協力いただいて、取り組みを進めていきたいと考えています。

○福井せいじ委員 それが実は、10 ページに書いてあるこども・若者の権利を保障し、最善の利益を図るのア、こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていますの主

要な施策の概要に、こども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有を図るとあります、これが原点で、その後保護者や周りの方へ行って、それが子供に対して伝播していく。これは非常に実は組み立てられているのだと私は思っていました。まさに今、前川子ども子育て支援室長がお話ししたとおりだと思うのですが、私はそのような中で、保護者やさまざまな支援機関の関わり方として、成功体験の積み重ねとの言葉がありましたが、それはさまざまな体験を子供にさせる環境をつくっていくことだと思います。勉強、運動、音楽や文化芸術、そしてまた科学などに接する機会を子供たちに与えるという意味では、さまざまな活動をしている団体があるので、そのような方々との連携も私は必要ではないかと思いますが、何かお考えがあればお聞かせください。

○前川子ども子育て支援室長　ただいま福井せいじ委員から御指摘いただきましたとおり、子供に関わる大人は保護者以外にもさまざまな場面で、例えば部活動や子供会など、いろいろな場面でいろいろな大人たちが関わっていくことがあると思います。そうした大人で、本当に子供への温かいまなざしを持って接してくださっている方がたくさんいると思うので、そういういろいろな団体や立場の方々にも御理解、御協力をいただきながら進めていくことが非常に重要と考えております。

○福井せいじ委員　それは理解をしていただくのはわかりますが、そこに子供たちが参画する、あるいは保護者や保護者の周りの人たちがどうやって子供を誘導していくかが僕は大事だと思うのです。例えば学校の勉強だけではなく、盛岡市であればさんさ踊りに参加する、あるいはボイスカウトなどのさまざまな団体に参画するなどの仕組みをつくっていくとか、つなぎ合わせるような何かしら仕組みがあれば、私はさまざまな成功体験を積み重ねる機会が増えるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○齋藤次世代育成課長　例えば、今回いわてこどもプラン(2025～2029)の策定に当たりましては、県内中学生への意見聴取を実施いたしました。もちろん県庁職員が主体となって直接意見交換をさせていただきましたが、我々だけで取り組んだものではなく、そういった子供を対象としたワークショップなどに知見があり、今回学識経験者ではありますが、要は県庁の外の民間の立場にいらっしゃる方に御協力をいただいて取り組みを行ったものでございます。今回は中学生、かつ小規模でありましたが、こうした民間との協働の下で子供と県として関わっていく取り組みは、令和7年度も何かしらの形で継続を考えていたところでした。その過程の中で、今年度全く同じかどうかはまだ定まっているところではありませんが、恐らく福井せいじ委員から御紹介があったとおり、NPOとか、そういう民間の立場で活動されている方の知見を頂戴しながら取り組みを続けることは引き続き行おうと思っておりますので、その過程の中で研究させていただければと思います。

○福井せいじ委員　そういう機会、場と子供たちをつなぎ合わせる仕組みをぜひつくりたいと思います。

元に戻るのですが、自己肯定感が自分の生きる力の源泉になると思うのです。不足している自分が認められない気持ちを自分なりに満たしていくことによって、生きる力が生ま

れてくると思うので、私はこの自己肯定感を入れていただいたことは本当に評価しますし、うれしいことだと思っていますので、ぜひここをまた力を入れて取り組んでいただきたいとお願い申し上げまして、終わりります。

○吉田敬子委員 私も、まずは福井せいじ委員が取り上げられました「目指す姿」指標の中に4番目として自己肯定感を入れていただきましたが、これまでの質疑で、それ以外の三つは全部大人が主語になっているので、これではどうなのかと指摘させていただきました。パブリック・コメントを受けて、今回、四つ目に、この自己肯定感を追加していただきたいところが、私は一番すごく大事なところだと思っていますので、ここは福井せいじ委員からお話のあったさまざまな取り組みを含めてぜひお願いしたいと思っております。

質問です。10ページにあります子供や若者からの意見聴取の仕方についてお伺いします。こちらについても変更、追加として、意見聴取や情報発信の実施に当たってはSNSやヒアリング、アンケートなどさまざまな手法を活用していくことは、大変ありがたいのですが、私はこれまで、子供若者審議会や、そういうものを設置したほういいのではないかと具体的に提言してきました。しかし、そこまでは踏み込まずといった状況で、先ほど福井せいじ委員とのやり取りの中でお話が若干あったとは思いますが、具体的なところがなかったと思うので、改めてお伺いします。

○齋藤次世代育成課長 吉田敬子委員御指摘の点につきましては、まず、こちらのプランは、こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る、こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきますというところを推進するための取り組みといたしまして、現在子供や若者、子育て当事者からの意見を聴取した上で、それらを研究して、何らかの形で県の施策に反映することを活動内容とした作業部会を令和7年度中に設置の上、何らかの取り組みを実行するべく、現在有識者との調整を進めているところです。まずは、その設置準備に関しましては年度内を目途に進めているところでして、令和7年度につきましてはその場においてどういった方法が適当かについて研究させていただいた上で、今年度からより一歩進んだ取り組みをさせていただければと考えていたところでございます。

○吉田敬子委員 作業部会を設置していただけることに大変期待をし、感謝しております。できれば6ページにある、昨年度の子供、若者からの意見聴取として、中学生を対象に6名、7名のみだったので、これまでの質疑でもお話しておりますが、小学校は高学年であればできると思いますので、小、中、高、大の若者、そして子育ての当事者も含めていただけるとのことで、幅広く作業部会のセッティングをしていただきたい。来年度中には設置して、そのような部会を一回でもやっていただくということだと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。何回か開催していくかと思いますが、そこについて改めて小、中、高、大、子育て世代を含めることについてぜひ検討していただきたいので、所感をお伺いします。

○齋藤次世代育成課長 まずは、吉田敬子委員御指摘のとおり、今年度の子供からの意見聴取につきましては、県内中学生を対象に少人数で行ったたものです。こちらにつきま

しては、先ほど福井せいじ委員への御答弁の中で申し上げた専門家の方との御相談の中で、限られた時間で有効な意見聴取をするためには少人数での実施が望ましいとの御意見を踏まえて、そのような取り組みの仕方をさせていただいたものであり、年代に限りがあるとの御指摘については、そのとおりである面もあると思いますが、その点御了承いただければと思います。

一方で、いわてこどもプラン(2025～2029)の中においても、全ての年代のこども・若者を対象とすると明記させていただいているので、令和7年度取り組んでいくに当たりましては、少なくとも今年度いわてこどもプラン(2025～2029)の策定に当たって実施した県内中学生のところから対象を広げられるように取り組ませていただければと思います。

○吉田敬子委員　ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、12 ページにある、追加していただいた「チャレンジの第一歩を踏み出せない人やチャレンジの機会に恵まれない人もいます」のところが、すごく大事だと思っております。先ほど環境生活部で、若者活躍の拠点をやっているのですが、学校に行きたくても行けなかつたりしている子供たちもいて、そういった子供たちや若者の取り組みも支援していっていただきたいという話をさせていただきましたので、ここはそういった私がこれまで経験したことにも含まれるのかと思っておりますが、具体的な取り組みについてお伺いします。

○藤井青少年・男女共同参画課長　今回、若者にチャレンジを促す、もしくは支援するような仕組みをしっかりと計画に盛り込んできたと、青少年問題協議会の委員からの意見も踏まえてこの記載を入れたところでございます。来年度におきましては、いわて若者カフェ会議等の仕組みはもちろん、今まで行っております若者アイデア実現補助事業があるので、来年度若者チャレンジ補助という形で枠も増やし、積極的にそういった方たちの支援も行っていきたいと考えております。もちろん元気な若者だけではなくて、困難な若者に対してもさまざまなステップアップ事業等いろいろありますので、悩み相談など引き続き支援していきたいと考えております。

○吉田敬子委員　先ほどの環境生活部の質疑で、いわて若者カフェの会議でもう少しいろいろな意見聴取をしていっていただけるとありましたので、先ほどおっしゃったアイデア募集のチャレンジ枠を広げるのもすごく大事だと思うのですが、そこまでまだいけない子も正直に、フリースクールの運営費補助を保健福祉部でできないかとこれまでも提言しているのですが、そこまで行かなかったとしても、何もできなくてもそこに来ているだけで本当に十分なのだということが私はすごく今の子供たちに大事だと思っています。何もかも応援するのはいいのですが、そういったところもすごく大事にしながら、環境生活部になるのかと思うのですが、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つが、最後の 29 ページなのですが、推進する施策の主な指標の中の(3)で、多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合、学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合が、小学生、中学生、高校生とそれぞ

れあり、高校生の現状値が 90%でもともと高いから目標値 90 となっていますが、これは現状値のままでいいのか。現状値が 90%で目標値も 90%では、何もしない今までいいと受け止めてしまいますが、どういった設定の仕方なのかをお伺いします。

○齋藤次世代育成課長 こちらの資料の目標値の設定につきましては、いわて県民計画(2019~2028)のアクションプランの中での教育の政策分野で設定された指標について、いわてこどもプラン(2025~2029)においても採用させていただいているものでございます。アクションプランの指標については、恐らく事務事業を行う中で見直しのプロセスのようなものが定められていて、その中で検討がなされるものと考えております。

○吉田敬子委員 県教育委員会も含めて、ここは現状値のままでいいとはいかがなものかと思っておりますが、まずわかりました。

最後に、やさしい版とありますが、これは漢字に振り仮名が振ってあるところと振っていないところがあって、小学生も対象だと思うが、結構易しくない。どの年齢の子供に合わせるかはすごく難しいと思うのですが、振り仮名は全て振ることを私は提案したいと思います。私はパブリック・コメントで意見を提出した方から御意見いただいたところ、小学生の子供たちにはやはりやさしい版が難しかったと、そしてパブリック・コメントに意見したくても、結局うちの子供には少し難しくて諦めたという小学生の子供が多かったのです。子供部会や若者部会にこのようなものを見せて、どうかと聞くといや、わかりませんと絶対に言われるはずです。もしかしたら二つくらいに分けるくらい丁寧にやらないと、本当の意味で子供を中心としたものではなく、大人目線のものです。子供たちにこれでどう、わかるというところまでやっていただきて、せっかくこんなに頑張っていただいたのですから、まずここから始めてみるのも私は大事だと思っておりますので、御意見いただければと思います。

○齋藤次世代育成課長 吉田敬子委員の御指摘は、御指摘として受け止めた上で、やはり少し申し上げたいのは、このような子供に向けたパブリック・コメント資料を県庁としては恐らく初めて作成したのではないかと考えております。その作成に当たっては、国が出しているやさしい版資料や、私が直接見たのは奈良県ですが、他県において作成されたやさしい版の資料などを参考にした上で、担当職員の創意工夫の下で生成AIなども活用しまして作成したものでございます。

加えてこちらについては、特に予算も取っておらず、予算外の取り組みとして行ったものなので、そういったところで一定以上のクオリティーは出せたのではないかと自負しているところです。一方で、吉田敬子委員の御指摘についてはそのとおりだと思いますし、先ほど答弁申し上げた部会等でより伝わりやすくするためには、改善すべき課題などは多々あると思っております。有識者、それこそ当事者の方々、子供や子育て世代の方からの御意見を伺いながらよりよいものにして、なおかつ県庁内でもこのような取り組みを周知し、保健福祉部以外の部局にもこのような取り組みが広まるように努めていきたいと考えておりますので、今後とも御指導いただければと思います。

○吉田敬子委員 パブリック・コメントを行っていて、今回の評価は本当に頑張られたと思っております。大人から 82 件、子供から 153 件と、子供が県にこのような声を届けてくれたことはまず初めてなので、評価させていただきたいと思います。ぜひさらに改善していただければと期待しております。

○鈴木あきこ委員 私からは、21 ページの現状を踏まえた克服すべき課題の 8 番、児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実等について、この間、県立一関児童相談所を調査してきましたが、県内で要保護児童がふえており、また虐待児童が年々ふえている中で、若い職員が多くて経験がないと伺いました。児童相談所には児童福祉司、児童心理司の配置があると思いますが、その配置は人口 10 万人に 1 人と聞いたのですが、いろいろ調べると人口 4 万人に対して 1 人という基準があるようなのです。岩手県の現状ではどうなっているでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長 児童相談所の児童福祉司に関しましては、基準を満たすように配置しております。ただ、先ほど鈴木あきこ委員から御紹介がありましたとおり、若い職員がかなりの割合を占めており、やはり負担感が大きいところがあると思いますし、相談件数もずっと高止まりの状況でございますので、そういう意味での負担が非常に大きいものを感じております。

○鈴木あきこ委員 人口何万人に 1 人という配置は、それは国の基準ではありますが、虐待児童が年々増えていく中で、県内に 3 カ所の児童相談所で間に合っているという言い方がふさわしいのか、対応できているのか伺います。

○前川子ども子育て支援室長 間に合っているかとの御質問でございますが、基本的には虐待の件数がふえれば、その分児童福祉司もそれにあわせて毎年増員を図ってきているところです。ただ、先ほども申し上げましたように、若手の職員が多く、件数は同じでも難しいケースがふえているような話も現場から聞こえてきておりますので、かなり苦労しながら対応していると思いますし、現場では児童虐待の早期発見、早期対応に日夜努力をしていると認識しております。

○鈴木あきこ委員 県立一関児童相談所に行ったときも、お話を聞いている間に電話がかかってきて退室されることがあったので、非常に大変な状況ではないかと思っておりました。また、児童福祉司や児童心理司になられて経験が浅い方が多いと、またそれも上の方は大変だと思いますので、そのような若い方たち、経験が少ない方たちに対しての研修も必要かと思いますし、もちろん虐待のような状況をつくらないようにしていくことが一番の課題であり、大変な状況を減らしていく手立てであると思います。3 カ所しかないでの、職員が忙し過ぎて疲弊するがないように、ぜひ対応していただきたいと思います。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第46号社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼保健福祉企画室長 議案第46号社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を御説明いたします。

議案（その2）の170ページをごらん願います。なお、便宜、配付しております資料により御説明をいたします。1、改正の趣旨及び2、条例案の内容ですが、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について内閣府令で定める基準に従い、又は基準を参照して、条例で基準を定めることとされたところあります。内閣府令により一時保護施設の設備及び運営に関する基準が制定されましたことから、県として当該府令基準をもって県の基準とすることとし、本条例において当該基準を定めるものであります。

3の施行期日等でありますが、公布の日から施行しようとするものであり、経過措置として、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制については、職員の確保が困難な場合は令和11年3月31日までの間は内閣府令により従前の規定を準用することができることとされたため、本県においては令和11年3月31日までに基準を満たす職員配置となるよう定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 49 号民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○草木地域福祉課総括課長 議案第 49 号民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 178 ページをごらん願います。便宜、お手元に配付しております資料、民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案の概要により説明いたします。初めに、1 の改正の趣旨ですが、宮古市等の民生委員の定数を改正しようとするものです。

次に、2 の条例案の内容ですが、宮古市以下、表のとおり 5 市町の民生委員の定数を改正しようとするものです。民生委員は 3 年ごとに一斉改選しており、現在委嘱している委員の任期は、令和 7 年 11 月 30 日までとなっております。民生委員の定数の見直しに当たっては、一斉改選に合わせ、中核市の盛岡市を除く市町村から意見聴取をして、世帯数の増減等を踏まえ、検討を行ったものです。

最後に、3 の施行期日でありますが、令和 7 年 12 月 1 日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 宮古市に限らず、民生委員の定数の算出基準があれば教えていただきたい。

○草木地域福祉課総括課長 民生委員の定数の算出基準につきましては、平成 25 年の国の通知に定められておりまして、人口規模に応じて、例えば 10 万人未満の市であれば 120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員を 1 人、町村の場合は 70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員を 1 名で、小さい市町ほど多く充てられるように、大規模から小規模まで差を設けて基準が設けられているところでございます。

○福井せいじ委員 市であれば人口 10 万人未満で 120 から 280 世帯で 1 人。

○草木地域福祉課総括課長 はい。

○福井せいじ委員 では人口 10 万人以上になるとどうなるのですか。

○草木地域福祉課総括課長 段階的に区分がありまして、東京都と政令市は 220 から 440 世帯、続きまして中核市と人口 10 万人以上の市は 170 から 360 世帯、先ほど申し上げました人口 10 万人以下は 120 から 280 世帯、町村であれば 70 から 200 世帯ごとに 1 人になっております。

○福井せいじ委員 それでは、県内における民生委員の定員の充足率、それから民生委員の待遇、報酬等について教えていただきたいと思います。

○草木地域福祉課総括課長 まず、民生委員の充足率でございますが、96.5%となっております。全国平均が大体 95%程度ですので、全国平均に比べれば幾分充足率は高い状況ですが、百数十名の欠員が出ている状況でございます。

96.5%でございます。済みません。

○佐々木宣和委員長 もう一度お願ひできますか、正確に。

○草木地域福祉課総括課長 はい。民生委員の定数は 3,178 名になっているのですが、委嘱数が 3,067 人ということで、充足率は 96.5%です。一方、全国平均で見ますと大体 95%ぐらいとなっております。

それから、委員の報酬についてでございます。報酬というか、活動費ということになるのですが、民生委員・児童委員活動費としまして、1人当たり年間 6万 2,200 円を支給しております。

○福井せいじ委員 充足率が 96.5%との話だったのですが、実は私も町内会の役員をやっていて、民生委員のなり手が一番大変なのです。私は、現実的に幾つかの町内会から聞いているのですが、なかなかなり手がいないので、何とかやっていたい町内会や自治会が多い。充足率という率は満たしていても、現状は非常に厳しい状況にあるのではないか。ましてや町内会長もそうなので、次に大変なのは民生委員であって、これは今後選任方法あるいは待遇や仕事の内容を変える必要があるのではないかと思うのですが、そういう考え方方は今あるものですか。

○草木地域福祉課総括課長 民生委員のなり手対策については、全国的にも議論になっておりまして、国の研究会のような形で今年度も検討されてきたという経過があります。その中で、今回の予算でも重層的支援体制整備事業の中に盛り込まれたのですが、民生委員の担い手確保対策としまして、例えば民生委員負担軽減として、協議会にオンラインで出席できるようにタブレットを配れる補助金を出すといった、担い手確保対策は国が行っているところでございます。

県としまして、負担軽減にはならないのかもしれません、まずなり手確保ということで商工会議所や県職員の退職予定者、それから市町村退職予定者にチラシを配布して、ぜひやってみませんかと御案内するとともに、民生委員として活動を継続していただけるよう、福祉制度に関する研修会などを開きましてスキル習得の支援に取り組んでいるところであります。また、各市町で先進的な取り組みをしているところもございます。県内もしくは県外でもいろいろな取り組みがありまして、いい先進事例、優良事例につきましては、県で取りまとめて市町村に配付し、このように民生委員への取り組みもしてみませんかと案内することで促進に取り組んでいるところでございます。

○福井せいじ委員 オンラインによる協議会への出席については、民生委員の平均年齢が、実は 65 歳以上ではないかと僕は思いますので、オンラインは一つの手だと思います

が、なかなか難しいと思います。ただ、公務員の方々には御苦労さまですが、非常にいいアプローチだとは思います。

いずれ担い手対策は、これは消防団員もそうですし、あるいはこのような町内会の役員もそうなので、仕事の役割、従事する頻度などを根本的に考える時期に来ているのではないかと私は思います。定数がふえているところもあるのに驚きました。減っているところは大変でしょうが、いずれ根本的に考える時期に来ていると思いますので、ぜひそのような取り組みも頭の中に入れていただきたいと思います。

○佐藤ケイ子委員 私も福井せいじ委員と似たような質問になるですが、定数が増減している五つの自治体の現状での充足状況はどうでしょうか。例えば北上市は5人増えるのですが、現在でもかなりの欠員があるはずだと思っているですが、いかがのでしょうか。これは、市町村に聞いて何人にしたいということではなくて、機械的な計算で定数は決まるのでしょうかから、この5自治体の現状がどうなっているかお聞きします。

それから、活動費ですが、年間6万2,200円とおっしゃいましたが、これは国、県の財源内訳はどうなっているでしょうか。これに対して上乗せをしている市町村の状況はどうでしょうか。

○草木地域福祉課総括課長 今回条例改正がありました5市町の状況についてですが、まず宮古市が10名の欠員となっております。次に、北上市は6名の欠員となっております。一関市は5名、それから……

〔「一関市」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員 一関市ではないです。

○草木地域福祉課総括課長 済みません、間違いました。

〔「陸前高田市」と呼ぶ者あり〕

○草木地域福祉課総括課長（続） 陸前高田市ですね。陸前高田市は欠員ゼロでございます。それから……

〔「矢巾町です」と呼ぶ者あり〕

○草木地域福祉課総括課長（続） 済みません、矢巾町は欠員ゼロです。

○佐藤ケイ子委員 山田町は。

○草木地域福祉課総括課長 山田町は24人の欠員でございます。

こちらは機械的ではなくて、実はヒアリングをしまして、地域の実情、例えば被災地であれば、まちが新しく形成されて、人が必要になってきたのであればそちらをふやす、それからどんどん人口が減っていく中で、山間部については、統合できるか、地理的な問題で統合できないか一つずつ一緒になって検討しまして、基準の枠の中で実情に合わせた人数を任用しているところでございます。

それから、財源についてですが、先ほどの6万2200円が地方交付税の算定基礎になつておりますが、県単費になっております。それに上乗せしている市町村はない状況と認識しております。（後刻「3市で上乗せしている」と訂正）

○佐藤ケイ子委員 わかりました。北上市は今も欠員があって、その補充がすごく困っているのに、プラス5人になるのを了解したのもよくわかりませんが、いいです。

それで、新しく就任してもらうのに年齢制限はありますか。それがネックにもなっており新しくお願ひする人にお願いしにくいと聞いたのですが、年齢制限はどうなっていますか。

○草木地域福祉課総括課長 年齢につきましては、一応 65 歳を原則とするとなっているのですが、先ほどの国の検討会議でもかなり話題になりました、65 歳をすごく協調するとなり手がなくなるので、必ず 65 歳ではなく、その方の状況に応じて柔軟に任命していただきたいと、国から今年度通知が出ましたので、民生委員児童委員協議会でも会議で念押しをして、民生委員になってくださる方の健康状態に応じてお願ひすることとしているところでございます。

○佐藤ケイ子委員 初めてお願ひするときに 65 歳というのが壁だと言われていたので、柔軟に対応できるように変わったということがわかりました。

それから、この活動費なのですが、活動費の低さもかなり問題になっておりまして、これは国から任命される人ですから、活動費があること自体がまだいいのだと言われたりすることもあるのですが、とてもではないが大変だという声を聞いておりまして、これを引き上げるなどの検討はされないのか伺います。

○草木地域福祉課総括課長 活動費 6 万 2200 円について、現時点で引き上げの検討をしているところはありません。

済みません。先ほどの発言を訂正させていただいてもよろしいでしょうか。民生委員・児童委員活動費については、地方交付税の算定基礎にならない県単費になっておりました。一方、民生委員協議会の活動費についても県単費ではあるのですが、こちらは地方交付税の算定基礎となっております。

○佐藤ケイ子委員 民生委員協議会の活動費が地方交付税の算定基礎ということでよろしいですか。

○草木地域福祉課総括課長 はい。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。国に対しても、この制度の改善を求めるということを要望していただきたいと思います。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とするに決定いたしました。

次に、議案第 70 号権利の放棄に関し議決を求めるについて議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼保健福祉企画室長 議案第 70 号権利の放棄に関し議決を求めるについて御説明を申し上げます。

議案（その 2）の 231 ページをごらん願います。なお、便宜、配付しております資料により御説明をいたします。初めに、1、提案の趣旨ですが、遺言書に基づき県に遺贈するとされた不動産の遺贈を受ける権利を放棄するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2、放棄する権利の内容等についてでありますが、遺言に基づき熊本県熊本市に所在する土地及び建物の遺贈を受ける権利になります。

次に、3、権利放棄に係る経緯についてでありますが、遺贈するとされた土地及び建物につきましては、当初県と熊本赤十字病院に遺贈があったものでございましたが、熊本赤十字病院が権利を放棄したため、遺言者の妹 2 名がその分の不動産を相続できることになったものであります。その妹 2 名につきましては、相続の意向を示しているため、県とその複数の相続人との不動産の共有となることが見込まれているところであります。そのため、今後財産の処分を行う場合は複数の相続人全員の同意を得て行う必要があり、その調整や合意に至るまでに相当の年数を要すると見込まれることや、当該不動産の所在地が遠隔地であり、相続人との共同による管理が難しく、その経費も毎年負担が生じることから、当該権利を放棄しようとするものであります。

また、粗い試算にはなりますが、県が数年内に財産の処分を行うことができず、継続して財産を保有することになった場合、維持管理などの必要経費が売却による財産収入を上回り、財政負担が生じるものと見込んでいるところです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 教えてください。この状況がのみ込めないので、どういう事情だったのか、個人情報の範囲内で教えていただければと思うのですが、なぜ岩手県に遺贈しようとしたのか。そして、なぜこの案件が財産管理を所管する部局ではなくて保健福祉部の案件になっているのか伺います。

○加藤副部長兼保健福祉企画室長 詳細について御説明申し上げますと、昨年に熊本地方法務局から自筆証書遺言書保管制度というものが送付されまして、熊本市に所在する遺言者から遺言書の保管通知が届いたところです。その相手方の司法書士から、熊本市に住所を有する遺言者の遺言書を預かっているという連絡がありまして、その所有していた不動産を岩手県の保健福祉企画室と、先ほど申しました熊本赤十字病院に遺贈したいという

遺言書を残して亡くなられたので、県として遺贈を受けるか検討願いたいという連絡があったところであります。この方がどうして岩手県の保健福祉企画室を指名したかですが、はつきりした経緯はちょっとわからないのですが、生前東日本大震災津波による被害をかなり気にかけていらしたということで、当時震災の寄附の受付窓口になっていた保健福祉企画室を知って、こちらを指定されたものと推察をしております。その後、先ほど言いましたように熊本赤十字病院が遺贈の権利を放棄いたしたことによりまして、亡くなられた遺言者の妹2名が熊本赤十字病院の権利放棄分に係る法定相続人になるということで、今現在県とその私人2名との共有になる可能性が高いという状況になっているところであります。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第73号いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求ることについて議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○前川子ども子育て支援室長 議案第73号いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求ることについて御説明いたします。

議案（その2）の237ページをごらん願います。なお、御説明につきましては、お手元に配付の資料により行わせていただきます。まず、提案の趣旨についてでございますが、本議案は、いわて子どもの森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、初めにいわて子どもの森の概要につきまして御説明したいと思いますので、恐れ入りますが、資料は4ページにお進みいただきたいと思います。いわて子どもの森は、児童福祉法に基づく児童厚生施設の一種、大型児童館であり、県内の児童健全育成活動を支援する中核的な施設として平成15年5月に設置したものであります。屋内におきましては、多目的ホールや子供の遊びに関するさまざまな設備、宿泊施設などを備えており、屋外では自然豊かな環境を生かしてキャンプ場なども整備し、さまざまな体験活動を提供することができる施設となっております。利用者数については、現行の第5期指定管理期

間中において、コロナ禍の影響を受けて第4期と比べまして低調に推移しておりますが、回復途上にあるところでございます。指定管理料につきましては、物価高騰などの影響を受け、現行の第5期指定管理期間におきましては、おおむね1億9,000万円で推移しております。

恐れ入りますが、資料は再度1ページにお戻りいただきたいと思います。2の議決を求める内容であります、いわて子どもの森の次期指定管理者として、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とするものであります。指定期間につきまして3年としたことについては、施設の老朽化が進んでいること、コロナ禍で減少した利用者数が以前の水準まで戻っていないなどの状況を踏まえまして、今後の持続的な施設運営の確保に向けて魅力向上策や增收策などについて、今後3年程度で検討を進め、いわて子どもの森の運営仕様書に反映をさせるためという理由となっております。なお、これまでの指定管理者の指定状況は表のとおりとなっております。

3の指定管理者候補者の選定の経緯でございますが、外部有識者による選定委員会を設置しまして、資料は2ページにお進みいただきまして、昨年8月から9月までの間、公募を実施したところでございますが、このときには応募者がなかったことから、指定管理料上限額を再度積算するとともに、仕様書を見直しまして再度公募を実施したところ、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団から応募があったものでございます。選定委員会において面接審査を実施した結果、同法人がいわて子どもの森の開設以来施設の運営に携わり、これまで安定した施設運営を行っていること、児童の健全育成に関する高い専門性に基づき児童養護施設や障がい児入所施設などの施設運営を行っており、安定して施設を運営できる組織体制を有する法人であること、選定委員会においても提案内容に対して取り組み内容の創意工夫や利用者ニーズに応じた質の高いサービス提供が評価されていることなどから、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指定管理者候補としたところでございます。

資料は3ページをごらん願います。4の指定管理業務であります、施設の運営管理や施設で実施する主催事業に関する業務など、ごらんのような内容となっております。

最後に、5の債務負担行為限度額であります、令和8年度、令和9年度の2年間で合計で4億1,000万円となっております。債務負担行為上限額の算定に当たりましては、人件費は令和6年度岩手県人事委員会勧告の内容を反映した県職員の給料モデルにより積算しており、その他の物件費については直近3カ年——令和3年から令和5年になりますが、こちらの運営維持管理費の平均額により算定をしております。なお、令和7年度分につきましては、令和7年度岩手県一般会計当初予算案に計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 このいわて子どもの森ですが、施設の今後の運営のこともあるって3年間の指定にすることはわかりましたが、指定管理料について、今の説明で人事委員会勧

告を反映したとおっしゃっていましたが、契約料が令和6年度の当初では下がりますよね。本当に人件費アップされているのか、それから人員体制はどのような体制でいくのかをお伺いいたします。

○前川子ども子育て支援室長 まず初めに、いわて子どもの森の職員体制を御答弁させていただきます。

いわて子どもの森の職員体制につきまして、令和6年度の管理計画書によれば4月1日時点で13人の職員配置となっておりました。そのうち正規職員は9名、非正規職員は4名となっておりましたが、次期指定管理期間におきまして、岩手県社会福祉事業団から提出されました申請書におきましては、正規職員9名、非正規職員5名の計14名の職員配置となる予定となっております。また、人件費につきましては、今回再度公募を行うに当たりまして、6%程度の人件費のアップを行っております。

○佐藤ケイ子委員 では、非正規職員が1人増えるし、人事委員会勧告のアップ分も加味しているとのことですが、契約料が令和6年度の当初はふえないということは、施設の維持管理費で調整をすることになるのですか。4ページの最後で、1億9,133万3,000円の指定管理料となっていますが、ふえていないですね。

[「ふえています」と呼ぶ者あり]

○佐藤ケイ子委員 ごめんなさい、私が勘違いました。令和6年、7年が……

[「ふえる」と呼ぶ者あり]

○佐藤ケイ子委員（続） ふえる。わかりました。

それから、あとこの施設は老朽化していて、やはりいろいろ不具合が生じていると利用者から出ているはずですが、修繕管理計画などは出されているのでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長 修繕につきましては計画的に実施しております、近年もウッドデッキメンテナンスの実施など、必要な修繕等は行っているところでございます。

○佐々木宣和委員長 いいですか。

○佐藤ケイ子委員 はい、わかりました。

○吉田敬子委員 指定期間が3年間になったのは、次までに魅力化を図るため、この3年の間にそれをどうしていくかを決めるということでよろしかったですか。はい、わかりました。

2ページのところの経過なのですが、1回目の公募で応募なしで、仕様書を見直されたと先ほど御説明がありましたが、具体的にどのように仕様書を見直して、結局応募に至ったのかお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長 1回目の公募におきまして、現指定管理者にヒアリングを実施した際に、1回目で手を挙げなかつた理由として、近年の入件費の増ですとか、光熱水費の高騰の影響など、県から示した上限額では施設の運営が難しいとの見解が示されたところでしたので、先ほども御説明したとおり、指定管理料の上限額を再度積算しました。また、仕様書を見直しまして、光熱水費を精算経費として指定管理者の負担軽減を図

った上で、再度公募を行ったところでございます。

○吉田敬子委員 公募をかける前に、ある程度現在の指定管理者に一定のヒアリングをした上で公募をかけているので、その段階である程度そのようなお話を出ていたのではないかと思っています。結局は、いろいろ考えて、これには手を挙げられないと判断をしたのか、少し残念というか、結果的にはオーケーだったのですけれど、もう少し早い段階でそうしていく必要があったのではないか、もう少し現在の指定管理者とのやり取りがあつたらよかったのではないかと思いました。

3ページの指定管理業務ですが、先ほど佐藤ケイ子委員もおっしゃっていた修繕については、こちらの維持管理及び修繕に係る業務の中でやること正在思っているのですが、先ほどウッドデッキについて取り上げられていましたが、多分佐藤ケイ子委員が言いたかったことは、もともとある例えば大きい遊具も含めての施設の老朽化ではないのか正在思っています。先ほど御答弁いただいたウッドデッキは新たに設置していただいたもので、必要に応じて追加したものであって、もともとある部分の修繕ではないのです。私も年に何回も遊びに行かせていただいていて、無料で入れるのですばらしい施設だと思うのです。しかし、少しずつ老朽化している部分もあると思っており、その部分についてはこの3年間、その次に向かっていろいろ考える中で、修繕も何かしていく予定でこの金額に含められているのか、改めてお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長 失礼しました。先ほどの説明は少し不十分だったかと思います。修繕に関するルールを定めておりまして、規模の小さい修繕など経費が100万円以下のものにつきましては指定管理委託料の中で対応していただいているのですが、そのほか金額の大きいものとか、そういうものにつきましては協議の上、その都度県で予算措置し、対応するという形で修繕等を行っているところでございます。

○吉田敬子委員 わかりました。100万円以下のものはこの業務委託に入っているということですが、大きいものに関しては3年間でどのような予定になっているのかお伺いします。別枠で予定されているものについてお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長 修繕が必要な箇所等につきましては、これまで事業団とやり取りをしながら、今後こういうところが修繕が必要と話し合いはしておりますが、予算に関しまして毎年度検討するという形になりますので、現時点で何年度にここを修繕するというところまでの計画は、現在では未定になっております。

○吉田敬子委員 施設としてはすばらしいので、いろいろな方に使っていただければと思っています。先ほどの4ページの指定管理料の中で、利用料収入も今は半分くらいに減っていて、コロナ禍の影響もあると思いますが、いろいろな施設があって宿泊もできるようになっており、外ではキャンプ場の貸し出しもしているので、そういうところも本来はもう少し魅力が図れるところもあり、そこは指定管理者が一生懸命やっていただいていると思っておりました。確かに人件費の部分ではアップしていただいたとは思うのですが、指定管理業務は施設の管理だけではなくて、児童館の外に出ていただいて、放課後児童ク

ラブの研修や保育園でワークショップを行っていただくようなメニューもあるので、この指定管理料の中でやるには結構限界があるということを職員やスタッフからも伺っています。私は仕事も含めて一戸町にはよく行きますが、県南地域の方からするとなかなか行くのが大変だと思うのですけれど、せっかくいい取り組みをしているので、やってることを外に出してもらって、いろいろなところにこの取り組みを拡大していただきたいということと、その部分は県としてもぜひ評価していただきたい。予算も含めたら多分結構大変な作業だと思うのですが、指定管理者がいないとできないので、そのことについてどのような評価をされているかお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長　吉田敬子委員からただいま御紹介がありましたとおり、いわてこどもの森の職員につきましては、いわて子どもの森の中でワークショップ等を開催するだけではなくて、外に出向いていろいろな取り組みを行っておりますし、地域の遊びも含めた人材育成にも寄与しているものと評価をしております。今後施設の魅力化に向けて、さまざまな方から御意見を伺っていく中で、子供の健全育成の中核的な施設として、どういった方が求められるのかということを十分に検討していきたいと考えております。

○吉田敬子委員　お願いします。

○佐々木宣和委員長　よろしいですか。

○吉田敬子委員　はい。

○柳村一委員　8月の公募実施の際に、応募がなかったということですが、当初から指定管理期間は3年と決めていたのでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長　そのとおりでございます。その当時から3年間ということで考えておりました。

○柳村一委員　それで手を挙げなかつたのかどうかはわかりませんが、施設ができた当時は外部からコーディネーターを招いて、すばらしい施設だと、県内よりも青森県とか秋田県からたくさん来て施設を利用されていたと記憶していますが、やはりこの指定管理料では、これで県の子供施策のトップを走るようなことをやってくれと言っても無理だと思います。これまで20年間近くやってきているのに手を挙げなかつたのは、もう限界に来ていたと思うのです。だから、根本的に仕様書を見直すのではなくて、根本的なあり方を見直す3年間にしてもらい、次にもっとすばらしい施設になるような計画を立てみてはいかがでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長　ただいま柳村一委員から御指摘いただきましたとおり、現在の指定管理者は、20年以上の長きにわたりいわて子どもの森を非常に丁寧に運営してきていただいておりますし、高い評価を得ていると県でも考えております。ただ、やはり老朽化の問題ですとか、コロナ禍の影響が大きかつたのですけれども、利用者が減っている現状なども踏まえまして、さらなる魅力化を図るために丁寧な検討を行っていきたいと考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○草木地域福祉課総括課長 先ほどの民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の佐藤ケイ子委員からの質問におきまして、民生委員活動費の上乗せをしている市町村はあるかとの御質問に対して、私はないと答えましたが、今、担当から釜石市、一関市、陸前高田市では上乗せをしているというように確認しているということでした。全体に対してアンケートしているわけではなくて、ヒアリングの中でそういった話を聞いたということですので、少なくとも知っている範囲ではその3市でやっていると訂正させていただきます。

○佐々木宣和委員長 よろしいですか。

○佐藤ケイ子委員 はい。

○佐々木宣和委員長 次に、議案第76号ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）の策定に関し議決を求ることについて議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○草木地域福祉課総括課長 議案第76号ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）の策定に関し議決を求ることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の240ページをごらん願います。便宜、お手元の配付資料、ひとにやさしいまちづくりの推進指針（2025～2029）の策定の概要、横置きの資料になります、をごらん願います。配付資料1ページの1の推進指針の策定趣旨ですが、本推進指針は、ひとにやさしいまちづくり条例第9条に基づき、ひとにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本的な方向を示すものであります。

次に、2の推進指針案の概要等でありますが、実施期間を令和7年度から令和11年度までの5カ年とし、目指す姿として、ひとにやさしいまちづくりへの県民全体の参画により、全ての人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されている地域共生社会を掲げ、基本的視点と基本的推進方向については、現行指針を踏襲する形となっております。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。次に、具体的な推進方向、指標の主な変更点についてありますが、各種法制度の改正や社会情勢を反映するとともに、ひとにやさしいまちづくり推進協議会における検討、パブリック・コメントや県内4地域での地域説明会を踏まえて12月定例会において御説明いたしました素案から変更したところを中心に説明させていただきます。なお、パブリック・コメント実施結果は3ページに記載のとおりでございますが、取り組みを前進させるための前向きな意見や感想を多くいただいたところです。

それでは、別途お配りしておりますひとにやさしいまちづくり推進指針最終案の概要をごらんください。カラー刷りの縦置きの資料となります。資料の右上にページ番号を記載しておりますが、ページ番号の8ページをごらんいただきたいと思います。推進方向2のまちづくりですが、社会資本の復旧・復興ロードマップにおける復興まちづくり事業が完成したことを受け、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、整理された施設等の運用を図り、あらゆる方々が快適に利用できるための工夫や改善に向けた取り組み支援を行う旨の記述に修正しました。

次に、11ページをごらんください。推進方向4の「情報発信」ですが、DXの推進の状況を踏まえ、情報の受け手の情報収集方法や信頼できる情報かどうかの判断などの情報リテラシーの向上、それから情報発信する側の情報モラルに関する記述を追加いたしました。

次に、12ページをごらんください。推進方向5、「参画」ですが、行政施策を進める上で、各プロセスに障がい当事者等が参画することが必要であるとのワーキンググループでの意見がありまして、政策形成過程における当事者等の参画についての記述を追加いたしました。

次に、13ページをごらんください。指標についてあります。指標の3、ものづくりは、これまで誰もが使いやすい製品の研究開発支援件数として、岩手県工業技術センターによるユニバーサルデザインの製品に関する製品開発支援件数を指標としていたところですが、県内のユニバーサルデザイン製品の製造状況を把握するために、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した製品の製造事業者数の指標に見直したところでございます。

5の指標、参画につきましては、施策の具体的な方向におきまして、政策形成過程における当事者等の参画に関する記述を追加したことを受けまして、子供や障がい者などの当事者から直接意見を聴取している自治体数を追加したところです。

ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）の策定の概要で、横置きの資料の2ページ目にお戻りいただきたいと思います。3の今後の策定のスケジュールについてであります。県議会の議決をいただいた後、指針を策定し、公表、周知を行っていきたいと考えております。また、来年度、具体的な実践例などを取りまとめた指針冊子などを作成しまして、県民や関係者などに普及を図っていくこととしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○佐々木宣和委員長　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員　最終案ということですが、私はひとにやさしいまちづくりには、人に優しい人をつくる必要があるのではないかと思いますが、ここを全体的に見るといろいろな人に優しい施設や、設備、ハードの部分を整備するといった、環境をつくる視点に立っているのではないかと思うのです。人に優しい人をつくるという視点も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○草木地域福祉課総括課長　済みません。今回修正点ということで説明をのところで飛ばしてしまったのですが、縦置き資料の7ページをごらんいただきたいと思います。福井せいじ委員御指摘のとおり、やはりひとにやさしいまちづくりをするためには、人づくりが重要ということで、「全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にするひとづくりという1項目を設けて、こちらに取り組んでいきたいと考えております。

○吉田敬子委員　先ほどの御説明の中にありました13ページの指標の中に、子供や障がい者などの当事者から直接意見を聴取している自治体数を入れていただいたのはすごくよかったですと私も思っております。この実施している5自治体をもし御存じだったら教えていただきたいと思っております。

あともう一つは、同じ資料の中のひとにやさしい駐車場利用証制度について、以前私も取り上げまして、それまでは出産予定日の前後12週しか実は使えなかったのです。それを、2020年から母子手帳交付から産後1年、妊産婦に広げていただいている経緯があります。本当にこれには感謝しております。これについては、こういったことを取り組んでいることについて、認知度も少し進んでいないと感じております。ただ、障がいのある方ももちろん使うこともあるので、そこは柔軟にしていかなければならないというか、ただ他自治体だと妊産婦というか、赤ちゃんは赤ちゃん専用で分けているところもあったりするので、上手にやらなければいけないと最近知って、そこは私ももう少し研究したいと思っております。このひとにやさしい駐車場については、目標を立てて区画はどんどん広がっていると思うのですが、妊産婦の利用に係る事業者の意識などについて、県としての課題認識がもし何かあればお伺いします。

○草木地域福祉課総括課長　まず、指標の子供や障がい当事者から意見を聞いている自治体は、申し訳ございませんが、後ほど答弁したいと思います。

それから、妊産婦の駐車場利用につきまして、認知度の低さについてですが、母子手帳交付時に市町村でこういうひとにやさしい駐車場があると案内してくれているところもありまして、全体的に増加傾向——交付数はふえているところでございます。

○吉田敬子委員　5自治体については、後で教えていただければと思いますし、せっかく制度を拡充していただいたのですが、なかなか知る機会が、市町村によるとのことで、そこは全市町村で行っていただけるとよりいいと改めて思いましたので、今回の見直しで

改めて市町村に推進というか、お話ししていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○鈴木あきこ委員 まちづくりに関わることが少しあらないのですが、障がい者とか高齢者に対してのユニバーサルデザインの事業があって、例えば重度の心の障がい、身体的な障がいの方に対してのまちづくりの中で見つけられなかったのですが、例えばグループホームの充実、あとは介助が必要な方に対してのまちづくりとして行われているところが、指針の中にありましたら伺います。

○草木地域福祉課総括課長 重度の障がい者ということで限定的な形になってくると、ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025~2029)の中ではなかなか言及できていないところがあるのですが、そういった施設については、資料8ページのまちづくりの項目の(2)、公共的施設・建築物の中で、公共的な施設等はこういう形であればよいというような取り組みの方法や事例紹介などをしているところでございます。

○鈴木あきこ委員 わかりましたというか、しっかり後で読んでおきます。

○柳村一委員 この指針については、県民、事業者、民間団体、市町村がやるものでしょうが、この指針の中で、先ほど吉田敬子委員がおっしゃった、どこの自治体がやっていくのかとかもわからない状態で、県としてどのような立場でこの指針を広げていくおつもりなのか。認知度も上げなければいけないときにそういう状況だと、誰に向かってこの指針を発信しているのか、どこが主体なのかわからないので、その辺をお聞きしたいと思います。

○草木地域福祉課総括課長 済みません。私の勉強不足でございまして、申し訳ございません。

[「いやいや、そういうことを言っているのではない、責めているのではない」と呼ぶ者あり]

○草木地域福祉課総括課長 県としましては、自らの行動指針として、これは県の施設についてはこの基準というか、指針を守る施設なりひとつくり、ものづくりをしていきましょうということで、自ら取り組んでいく。一方、事業者、県民にとっては参考としていただくガイドラインということで周知して、皆さんにもこれに理解いただきながら取り組んでいただきたいと考えております。

○柳村一委員 県は県の施設関係を、市町村は市町村関係の施設を取り組み、あとその指針を見て、業者や民間の方々も進めてくださいという指針なのですか。それだと、いつまでたってもやさしくなれないと思います。やはり指針をつくった上では、例えばこの指針を周知して回るとか、子供や障がい当事者から直接意見を聞く場を最初は県がお膳立てしてつくって、全市町村を回って歩いて、今後市町村もやってくださいなど、県として手本にならないと、これはいつまでたってもやさしくならないと思いますが、いかがでしょうか。

○草木地域福祉課総括課長 県の現状の取り組みとして、ひとにやさしいまちづくりセ

ミナーということで年5回程度、市町村にも関係事業者にも御案内する中で、県内各地、今年でいえば、宮古市、釜石市、奥州市水沢区、盛岡市ですが、セミナーを開催し周知に取り組んでいるところではございますが、まだまだ認知度なり理解の増進が必要なのは柳村一委員御指摘のとおりと思っておりますので、引き続き理解が広まるように取り組んでまいります。

○柳村一委員　はい、皆さん頑張ってください。

○佐々木宣和委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第52号全世代の命にかかる高額療養費制度の自己負担上限額引き上げの撤回を求める請願を議題といたします。本請願について当局の参考説明を求めます。

○日向参事兼健康国保課総括課長　受理番号第52号全世代の命にかかる高額療養費制度の自己負担上限額引き上げの撤回を求める請願につきまして、便宜、配付資料により御説明をさせていただきます。

まず、1の高額療養費制度の概要でございますが、高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重とならないよう、年齢や所得に応じて1カ月当たりの自己負担額を一定額に抑える仕組みとなっております。具体的には資料の中ほどに70歳未満・年収約370万円から770万円の被保険者の例をお示ししております。医療費が100万円のうち7割が保険給付となり、残り3割――30万円の窓口負担のうち21万2,750円分が高額療養費として支給され、自己負担額は8万7,430円となるものでございます。なお、資料の右側の箱囲みの中でございますが、国の当初の見直し案に基づいた同じ所得区分の試算を記載しておりますが、医療費が100万円の場合、最終的な見直しにより自己負担額は5万6,550円増加して14万3,980円となります。

2ページにお進みください。2の高額療養費制度見直し（案）の概要についてであります、前提といたしまして、現時点では当初予定されておりました令和7年8月からの見直しを見送り、制度のあり方そのものを再検討するとされましたので、以降の説明につき

ましては、当初の見直し案に基づくものとなりますので、御了承をお願いいたします。

まず、(1)の見直しの背景といたしまして、高齢者や高額薬剤の普及等により、高額療養費の総額が年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料の増加につながっていることから、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から見直しを行うとされたものでございます。

次に、(2)の見直しの主な内容としましては、当初各所得区分ごとの自己負担限度額の引き上げ、所得区分の細分化、多数回該当の自己負担限度額の引き上げとされました、患者団体等の意見を踏まえ、多数回該当については据置きとされた後、3の見直し時期等にありますように、最終的に制度のあり方を含め再検討するとなつたものでございます。

3ページにお進みください。4の本県における高額療養費の動向についてでございますが、国民健康保険の本県の事例では、令和5年度実績で総レセプト件数のうち高額療養費の該当件数が20万1,000件余でございまして、全体に占める割合は4.8%となっております。また、金額ベースでは114億5,586万円余で、割合は11.33%となります。参考として、全国の動向は、令和4年度実績で70歳未満の高額療養費の該当者は約400万人で、全体の4.15%、70歳以上では約850万人で30.91%となっております。

以下4ページから6ページは、国作成の当初予定された見直し資料案の概要となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 まず、高額療養費制度見直しの概要の中で、(1)、見直しの背景とあります。ここに書いてあるとおり、高額療養費について高齢化や高額薬剤の普及等により、その総額は年々増加しているということですが、この増加している傾向値について、もしデータがあれば教えていただきたい。

それに関連して、次のページの本県における高額療養費の動向で、これは令和5年度の数字はいただいたのですが、ここに至るまでの経緯、また経年変化について、もしデータがあれば教えていただきたいと思います。

○日向参事兼健康国保課総括課長 医療費等の動向でございますが、国民健康保険の例で申しますと、保険者自体は減ってきておりますが、医療費は年々増加している傾向にあります。何%かは、年によってさまざまですが、傾向として医療費は増加をしているところでございます。この背景としましては、先ほど御説明したとおり、薬剤費等の高額なものが出てきたり、医療費そのものが2年に1回改定されて、増加していることが原因だと認識しております。

それから、レセプトに占める割合なのですが、大変申し訳ございませんが、この年度だけ確認したものでして、毎年の傾向につきましては把握できておりません。

○福井せいじ委員 なぜこういった質問をしたかというと、年々増加していることがま

ず一つ、今回の見直しの一つの要因だと思います。さまざまな高額の薬剤や施術についても非常に高くなっているものがある。増加している原因はわかったが、どれだけ増加すれば負担に耐えられなくなるかが今回の見直しの背景だと思い、そのことを聞きたかったので、いずれこのままいくとこの保険制度自体が成り立たなくなってくることが見直しの背景でよろしいのでしょうか。

○日向参事兼健康国保課総括課長　国の説明によりますと、医療費が年々増加をし、それに伴って保険者の保険負担が増加している。その中で、今回高額療養費制度についての見直しを行うということが検討されたものと認識をしております。高額療養費制度は、医療費自己負担が増加をすれば、それに伴って保険給付もふえていきますので、そこを抑制するということが一つと、医療費を抑えるためには制度的な見直しが必要だということが一つ、もう一つは医療費がふえると保険料負担も増えるということから見直しをするとされたというように私どもでは伺っているところでございます。

○佐々木宣和委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　ほかになれば、本請願の取扱いを決めたいと思います。本請願の取扱いはいかがいたしますか、意見表明がある方は併せて御発言願います。

○佐藤ケイ子委員　採択。

○佐々木宣和委員長　採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

○福井せいじ委員　請願については理解するものですが、この見直し時期等について、ここに記されているように、今回は8月からの第1段階での見直しを予定していたが、見直しを見送り、制度のあり方を再検討するとなっております。そういう意味では、今後議論を深めながらこの制度について再度あり方を見据えていくということで、発議は見送ったほうがいいと思います。

○佐々木宣和委員長　ほかにありますか。

○佐藤ケイ子委員　この請願の願意ですが、国に対して撤回を求めてほしいということなのですが、今後の動きの見直しはするということで、それが患者団体に沿った見直しになるかどうかもわからない。まず凍結することですから、やはり一回撤回をもらいたいというこの請願の趣旨のとおり発議案を出していただきたいと思います。

○佐々木宣和委員長　意見書については、発議すると発議しないとの意見がありますので、採決をいたします。国に対する意見書を本定例会に委員会発議することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○佐々木宣和委員長 起立多数であります。よって、国に対する意見書を今定例会に委員会発議することに決定いたしました。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

[意見書案配付]

○佐々木宣和委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 御意見なれば、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって保健福祉部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○草木地域福祉課総括課長 先ほどのひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)で、吉田敬子委員からの御質問でありました参画の指標の子供や障がい者などの当事者から直接意見を聞いている自治体についてで、5自治体あると言いましたが、北上市、花巻市、雫石町、山田町と岩手県の5自治体でございました。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 私からは、中山の園の整備概要につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

1の要旨でございますが、障害者支援施設等で構成する中山の園は、利用者の高齢化や障がいの重度化が進み、身体的介護や医療的ケアのニーズが高まっているほか、開設から40年以上が経過し、施設、設備の老朽化が進んでいることから、利用者の状況に応じた適切な支援体制や安全性等を確保するため、全面的に改築整備を行おうとするものでございます。

2の施設の現状等の(1)、現状でございます。中山の園は、昭和54年に知的障がい者総合援護施設として、県が一戸町中山地区に設置し、平成18年度に岩手県社会福祉事業団に運営を移管しております。施設概要につきましては、表のとおりでございますが、主たる施設につきましては、入所施設である①、障害者支援施設でございまして、定員は190人です。そのほか②から④、入所者や地域の障がい者の日常活動等を支援するため、生活介護事業所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所を併設しております。

2ページにお進みいただきまして、(2)、課題でございます。入所者の高齢化や障がいの重度化等、入所者の状況変化に対応した環境の改善が必要となっており、具体的な課題としましては、施設、設備の老朽化により維持、修繕工事が頻発していること、開設当時の設備基準によって整備されているため、居室や廊下幅等が手狭なこと、段差等があるなどバリアフリー対応となっていない箇所があること、施設から医療機関までの距離が遠いことなどがあります。

3、新たな施設の整備概要でございます。(1)、主な機能は大きく四つでございます。入所者の障がい特性、具体的には地域移行を目指すもの、若年の重度障がい者、強度行動障がい等をあわせ持つ者、高齢障がい者それぞれに応じた居住機能を整備します。高齢化に対応し、高齢障がい者を対象とした施設の居室や廊下幅等は、より広めの介護老人福祉施設の設備基準に準じて整備します。中山の園周辺の地域生活支援を継続するため、生活介護や就労継続支援等の中活動支援機能を一体的に整備します。他の障害者支援施設に対し、蓄積した支援ノウハウ等を共有し、県全体での専門知的の普及や支援技術の向上を図ってまいります。

続いて、(2)、定員でございますが、現在の190人を維持します。ただし、今後的人口減少等を想定し、2050年までに150人から160人程度に段階的な減員を見込んでおります。

(3)、整備予定地でございますが、現在地の一戸町中山地区を中心とし、施設の一部を県立一戸病院の建物内及び滝沢市の障害者支援施設みたけの杜隣接地に移転整備します。

3ページにお進みいただきまして、その理由でございますが、今後的人口減少の進展等も踏まえ、中長期的な視野に立ち、障がい者のニーズの変化や職員の確保等に柔軟に対応しようとするものでございます。現在地の一戸町中山地区には、これまでの施設運営面における蓄積のほか、グループホーム等の地域資源が存在し、障がい者の支援体制基盤が構築されていることから、現在地を中心に整備を行うものでございます。一方、高齢障がい者及び重度障がい者の医療的ニーズに対応するため、医療機関近接地への一部移転により医療機関へのアクセス向上を図るものでございます。入所者には盛岡圏域出身の方も多く、一部盛岡圏域へ移転することにより、家族との交流促進が期待されるものでございます。県有施設及び県有地の有効活用により整備費の抑制が図られるものと考えております。

続いて、(4)、整備予定地の概要及び施設規模等でございますが、現在地は新築及び大規模修繕により定員120人規模、県立一戸病院建物内は、大規模改修により定員30人規模、みたけの杜隣接地は、新築により定員40人規模の整備を予定しております。

4、今後の予定ですが、令和10年度からの一部供用開始を目指し、令和7年度から基本設計等に着手したいと考えております。また、整備基本計画(案)は、今後策定に着手し、令和7年6月定例会で御報告させていただく予定としております。

説明は以上です。

○前川子ども子育て支援室長 私からは、二つの計画について御説明をさせていただき

たいと思います。

まず初めに、岩手県社会的養育推進計画（2020～2029）の中間見直しについてでございます。配付の資料により御説明をいたします。まず、計画の概要についてでありますが、本計画は、家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現していくための計画であり、先ほど御説明いたしましたいわてこどもプラン（2025～2029）の部門別計画の位置づけとなっております。社会資源に関し、地域の現状を明らかにした上で、整備すべき見込み量等についても記載をしているものであります。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間でございますが、今回は国の通知に基づきまして中間見直しを行ったものであります。

見直しのポイントは2点ありますとして、一つ目は国の策定要領に基づき新規項目や新規事業を追記したことであります。二つ目は、代替養育を必要とする子供の数の見込み及び里親委託率の目標の見直しを行ったところであります。

2ページにお進みいただきまして、こちらも中間見直しのプロセスでございますが、資料に記載のとおりとなります。7月から8月にかけまして児童養護施設に入所している子供へのアンケートを実施しております。

続きまして、3ページにお進みいただきまして、こちらは計画の全体構成となっております。新規項目と箱囲みで表示しているものが国の策定要領に基づき新たに追加したものとなっております。後ほど改めて内容について御説明いたします。

4ページにお進みいただきまして、こちらから改めて中間見直しの主な内容4点について説明をいたします。一つ目は、先ほども少し触れましたが、新規項目の追加についてでございます。妊産婦等の支援に向けた取り組みにつきましては、全国的にゼロ歳児の虐待死事例が多いということから、特定妊婦等の支援のための体制構築について記載をしたものであります。障害児入所施設における支援については、できる限り良好な家庭的環境の中で養育を行っていくことについて記載をしたものであります。

二つ目ですが、代替養育を必要とする子供の数の見込みの見直しを行ったことであります。現計画では、代替養育を必要とする子供の見込み数に一時保護児童を加えておりましたが、施設等に措置される児童数との重複により実態との乖離が生じているという状況でございますので、算定方法の見直しを行ったものであります。それにより現計画の最終年度、令和11年度における見込み数が516人から305人に減少となっております。

5ページにお進みいただきまして、三つ目は里親委託率の目標値の見直しを行ったところでございます。積算の方法は現在と変更しておりませんが、現状値ベースで積算をし直しまして、目標値を見直し行っております。施設に入所している子供のうち、特別な配慮を要する子供などを除いた全ての子供が里親へ委託された場合の里親委託率を目標値としておりまして、表2に記載のとおり、ゼロ歳から2歳までは42.1%、3歳から6歳までは46.2%と、国目標の75%を下回ってはおりますが、7歳以上は51.1%、そして全体としては50.5%という数字を目指しております。国目標の50%を上回るように設定をし

たところでございます。

四つ目は、新規事業に係る取り組みを追記したことであります。里親支援センターの設置は令和7年度、及び意見表明等支援事業につきましては令和6年度の新規事業となっております。

6ページにお進みいただきまして、計画の見直しに当たり実施した意見聴取等の状況はこちらに記載のとおりであります。子供へのアンケートにつきましては、9歳以上の入所児童を対象に実施しまして、151人から回答がありました。このほか検討会の構成員からも御意見を多数いただいたところですが、パブリック・コメントでは残念ながら御意見はなかったという状況でございます。

7ページにお進みいただきまして、そちらには子供たちの意見の反映状況を記載しております。子供たちの意見に対しましては、可能な限り計画に反映するとともに、反映できない場合にはその理由を十分説明することなどについて計画にも明記したところでございます。その他の意見についても、後ほどごらんをいただければと思います。

以上で計画の説明は終わります。

続きまして、資料は替わりまして、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）について、資料により御説明をいたします。まず、2の趣旨等についてであります。が、本計画は子ども・子育て支援法に基づき、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する事項につきまして、国が定める基本指針に即して策定をするものであります。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。

次に、3の計画に定める事項についてでありますが、本計画にはこちらに記載の12項目を盛り込んでおります。主な内容について、2ページ以降の最終案概要によりご説明をいたしますので、2ページにお進みいただきたいと思います。②の各年度の教育、保育の量の見込みと提供体制、実施時期についてですが、保育所や認定こども園などに係る教育、保育のニーズの見込み量と提供体制の確保方策について、各市町村が策定しております市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて県の計画を定めるものであります。県全体では計画期間を通じて教育、保育の確保方策が見込み量を上回っている状況でございます。

3ページをごらん願います。次に、③の放課後児童対策の推進についてでありますが、こちらは本計画において新たに盛り込むこととした事項であります。放課後児童クラブに係るニーズの見込み量と提供体制の確保方策につきまして、先ほど説明しました教育、保育と同様に市町村計画を踏まえて現計画を定めるものであり、県全体では計画期間を通じて放課後児童クラブの確保方策が見込み量を上回っているという状況でございます。また、待機児童の解消に向け、施設整備への支援や人材育成に取り組むほか、県教育委員会との連携によりまして、公的な放課後の居場所づくりを推進してまいります。なお、教育、保育、放課後児童健全育成事業とも市町村の計画策定の状況により、今後見込み量及び確保方策の数値に一部修正が生じる場合があります。その他の項目については、後ほどごらん

いただければと思います。

5ページにお進み願います。こちらは、パブリック・コメントの実施結果についてでございますが、昨年12月25日から本年1月24日まで実施しまして、28件の意見をいただきましたが、計画案への修正を要する意見はありませんでした。

最後に、今後の予定につきましては、本日の報告を経まして、今月中に計画を策定し、公表する予定しております。

説明は以上となります。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 まず一つ、中山の園の整備概要についてなのですが、少し気になるのは、県立宮古病院なども結局入札に対する不調案件があったということで、今後基本設計等に入っていくわけですが、しっかりとした積算、そしてまた今の建設業界の状況を見ながら積算していくかなければいけないと思いますが、そういった入札不調への対応については何かありますでしょうか。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 中山の園の具体的な整備計画につきましては、先ほど最後に申し上げました中山の園整備基本計画案の中で、設備ですとか、どういった機能を持たせるかというところを具体的に詰めていきます。それにより、大体の施設規模なり事業費の総枠が見えてくると思います。その後、大規模評価委員会に諮った上で基本設計から行く行くは整備費の予算を獲得していくことになります。大規模事業なので、複数年かけての整備することが見込まれますが、今後必要な予算を計上していく中で、昨今の資材高騰とかの影響もありますので、そういったところも見据えながらしっかりと積算してまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員 県立宮古病院、あるいは部署は違いますが、新しい県立南昌みらい高等学校の体育館の件もありましたが、そういったことのないように、ぜひともしっかりと状況を見ながら入札に対してほしいと思っています。

もう一つ、次に説明あった里親の関係で、里親の受入れ比率が非常に低い状況について、この原因と対策について何かお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長 ただいま福井せいじ委員から御指摘がありましたとおり、里親委託率は、現状まだ低い状況にあります。これにつきましても長年の課題となっているところですが、要因としましては幾つかありますと、一つは発達障がいや愛着障がいなど特別な配慮を要する子供がふえていることで、里親委託では対応が難しいと考えられるケースが多くなっている状況が一つあります。里親とのマッチングがうまくいかないということを聞いております。

またもう一つは、里親委託を行うためには、実親の同意が必要となりますと、現場の方のお話を聞きますと、父親が子供を取られてしまうというような意識を強く持ってしまう方が相当数いるというお話を伺っておりますと、なかなか同意を得るのが難しい、時間がかかるということで、里親とのマッチングですとか、里親委託が少し難しい現状にある

とお聞きしております。

○福井せいじ委員 わかりました。また一つお聞きしたいのは、受け入れる里親になられる方の実数というか、人数はそれほど変わっていないのでしょうか。それとも、減っているのかふえているのか教えてください。

○前川子ども子育て支援室長 現在里親登録をされている方は 200 組程度だと思うのですが、その数自体は全国的に見ましても、特に岩手県が少ないという状況にはありません。横ばい状況にはなっておりませんし、毎年新たに研修等も実施しまして、リクルートなどにも力を入れて取り組んでいるところではあります。一方で、里親委託できている子供さん自体が 60 人程度だったと思いますので、里親委託を受けられていない里親が多数いる状況もありまして、何とか委託率を上げていきたいと考えているところでございます。

○佐藤ケイ子委員 私も岩手県社会的養護推進計画(2020～2029)の中間見直しのことで、今お話があった里親委託の関係について伺います。里親になってくれる人をどうやってふやすのかが課題だと思っていまして、私のところでも実際に里親を経験して、それを広めている人もいるのです。そうやって子供を受け入れることによって、自分も成長した、生きがいが見つかったなどのいい事例はあるのですが、なかなか大変でして、どうやって里親をふやすのかという具体的な取り組みの仕方はあるのかがよく見えなかつたので教えてほしい。中間見直しでは、里親委託率を上げて全体で 50% の国目標に合わせたような数字は出しているが、現実はかなり厳しい話だと思っております。里親をどうやって育成し広めていくのかという点をお伺いします。

それから、もう一つは、自立するときに 18 歳になって施設から出なければならないときに、このアンケートにもあるように卒業後一人でどうにもならないときに助けてほしいとあるのに対し、切れ目のない支援を行うとあるが、具体的にはどういう支援をするのかあまりわからないので、本当に具体的な支援の仕方を検討してほしいのです。ほかの県では、退所するときに給付金といいますか、支度金のようなものや、保証人になってあげるなど、さまざまな具体的な取り組みをしているところがあるようですが、もう少しこういうところを具体的に出してほしいと思ったので、できないかお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長 里親委託率の向上のための取り組みになりますが、まずは一つは、先ほども少し触れましたが、新規事業としまして令和 7 年度に民間の事業で里親支援センターが設置される見込みとなっております。里親支援センターは、里親制度の普及啓発から里親と里子のマッチング、里子の自立支援まで、これまで児童相談所等それいろいろな機関が分担して実施しているような支援を包括的に実施する体制になるかと思います。引き続き児童相談所と連携しながら里親支援センターが中核となって里親支援をしていくこととしております。こうした中で、里親がより相談しやすい体制、環境をつくること、あとは私もいろいろな里親とお話を機会の中で、里親制度がなかなか正しく知られていないのではないかとの声も聞いているところでございますので、まずは里親制度の普及啓発、正しい理解をこれまで以上に浸透させていくように取り組んでいきたい

と考えておりますし、またリクルートでは、研修などもより充実を図っていきたいと考えております。また、里親が難しいお子さんを委託を受けて、少し疲弊したりするような場合にもレスパイト制度の活用を推進したり、夏休み、冬休みに短期間一時的に里親として受け入れる取り組みもやっておりますので、そうしたさまざまな取り組みを組み合わせて里親委託率の向上に着実につなげていきたいと考えております。

また、施設を退所した後の自立支援についてでございますが、こちらは県の事業としまして社会的養護自立支援事業を実施しております。これは、民間に委託して専門の相談員を配置しまして相談を受けたり、あとは居場所となるような場を提供して、そこに集まつて話を聞いたりしております。また自立して、例えばアパートの契約や、保証人がいなくて困ったというお子さんについては、施設長などが保証人になる場合の損害保険で支援するなど、さまざまな取り組みが行われているのですが、あまりまだそういった県の取り組みが知られていない部分もあるかと思いますので、いろいろな制度を使って自立を支援していくけるということをもっときちんと周知していきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員　自立するときの支度金あるいは又は給付金というものを考えてほしい。アパートを借りるにしても、前家賃とか契約するのにすごくお金がかかるので、検討してほしいと思います。

あともう一つは、意見表明等支援事業について、子どもアドボケイトの民間団体やNPOの団体にやってもらっておりますが、さらにこれを拡充できるように支援をお願いしたいと思います。以上です。

○吉田敬子委員　私からも社会的養育の関係についてお伺いします。

資料5ページの里親委託率の目標値の中間見直し案について、全体的には50.5%で、国目標を上回るようにということではあるのですが、今回の見直しは国から中間見直しを求められている中で、国も里親社会的養育を家庭にやってもらおうということで取り組んでいて、小さいうちこそ早めにやってくださいというのが國の方針だと思っているのですが、今回の中間見直しは、それに逆行していないかどうか、改めてお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長　ただいま吉田敬子委員から御指摘がありましたとおり、この計画の目標値を定めるに当たりましても、我々の中でもそうですし、あとは関係する施設の方々で検討会を実施したのですが、そういった中でさまざまな御意見いただきました。現状値はごらんのとおり、かなりまだまだ低い状況になっておりまして、いきなり75%という目標値を達成するのはなかなか厳しいのではないかというところもありました。

あとは、一つぜひ皆様にも知っていただきたいのは、7歳以上のお子さんはかなりの人数がいるのですが、ゼロ歳から6歳までのお子さんになりますと人数自体が少ないものですから、1人、2人変わっただけで、かなりパーセンテージの影響を大きく及ぼすというところも実際にはあります。また、先ほど御説明しましたが、里親委託が本当に適しているかどうか難しいお子さんも多いという状況であることも踏まえまして、この子供たちは里親委託が適当だと現在の状況で判断した子たちを全て里親に委託できたとした場合に、

大体このぐらいのパーセンテージになるということで、今回目標値を定めたものでございますので、まずはここを目指して5年間頑張って取り組みを進めていきたいと考えておりますし、全国の状況も少し情報が入っておりましたが、実際にはやはり75%という目標値を達成できていない自治体も相当数あるとお聞きしております。

○吉田敬子委員 わかりました。現状はそのとおり厳しいとは思うのですが、本来の大切な部分は県として押させていただいて、確かに数でというところで1人変われば少し上がるのとおりだと思うのですけれども、小さいうちにこそ、本当に愛着形成に家庭が大事だと思うので、そこを忘れずにぜひ取り組んでいただきたいと、強くは求めていきたいと思っております。

先ほど来委員の質疑の中で、里親委託がなかなかうまくいかないとの現状の中で、逆に里親が今200組くらいいらっしゃるということですが、声をかけているも、里親が断るケースについて、研修を受けたり実際に団体からお話を聞いたことがあって、声をかけるきっかけやタイミングによってそういうこともあるのだということはないのですが、実際に断られるケースもあるのでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長 全ての事案について把握しているわけではありませんが、あくまでも里親と里子のマッチングがうまくいくかどうかだと思います。例えば女の子がいいとか、何歳ぐらいの子がいいとか、里親のいろいろな希望もあると思いますし、こうしたマッチングがうまくいかない場合にはうちでは難しいというような形になるケースもあると認識しております。

○吉田敬子委員 ということは、全国的に見ても里親の数が岩手県は少なくはないとはおっしゃるのですが、多ければ多いほどやはりいいのではないか。里親の研修を受けた方からも、確かに、年齢、あとは時期というか、そのときによって、結構急にお電話が来るということを聞いていましたから、それを踏まえると里親委託を受けていただけるような里親をふやす必要があると思いました。

先ほど佐藤ケイ子委員も取り上げていた、いかにPRするかということが私は少し不足していると感じていて、県南地域の一関市に行くと結構里親のイベントをやりますというPRを私の知り合いの子育て施設で見たりするのですが、私が住んでいる県央地域だと見る機会がほぼ皆無で、一関市の児童相談所が頑張っているからなのか少しあわからぬのですが、やはりPRがすごく足りない。里親大会を行われていますが、そういう実際に里親をやっている方のお話とか、それはすごく重要だと思うので、PRはもう少し頑張っていただきたい。それから里親大会の御連絡をいただく方があまりに限定されているような感じがして、実際に里親を経験されている方とか研修を受けている方にはもちろん行っているみたいなのですが、もう少し幅広くPRが必要なのではないかと思っておりますので、その御所見をいただきたい。

一時里親の話が先ほどありまして、長期間急にと受け入れるのが難しい中で、岩手県は季節里親、一時里親をやっているのはすごく先進的な取り組みだと思います。夏休みだけ

でもいいのであれば、もしかしたら研修を受けてみようとか、そういうことの認知が私たち県民、受入れ側はあまりに少ないとと思うので、里親支援センターをせっかく設置していただけるのであれば、イメージとしてやはりハードルが高いので、ハードルをあまり下げる必要もないのですが、知らないことが問題ですので、そこをぜひお願ひできればと思いますが、御所見をお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長 PRの関係でございます。昨年10月に里親大会があり、私も参加してきました、そのときには他県の方でしたが、里親と里子を経験した方——親子ですが——事例を発表してくださって、特に非常にいい内容でした。本当に多くの方に聞いていただきたかったと思いまして、そういう取り組みをやられていることを、やはりもっと広げたいと私も感じたところでしたので、里親会ですとか、関係する児童相談所などとも創意工夫をして、もっとPRできる方法を考えていきたいと思います。あと、吉田敬子委員から御指摘がありました一時里親につきましても、これは私も非常にいい事業だと思っておりますが、やはりこれもあまり知られていないかもしれない、岩手県のいい取り組みとしてもっと広げていけたらと考えております。

○吉田敬子委員 これは岩手県独自の取り組みですので、夏休み、冬休みのどちらかだけでも大丈夫だということは、今後もぜひお願ひしたいと思います。

この計画の具体的なことで申しわけないのですが、児童相談所の設置について、中核市である盛岡市の児童相談所の設置についても盛岡市の意向も踏まえて意見交換や情報提供を行う必要があるということですが、これまでの取り組み状況についてお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長 盛岡市における児童相談所の設置に向けた取り組みということですが、盛岡市とは定期的にというわけではありませんが、情報交換等は行っておりまして、最近確認しました盛岡市の意向としましては、まずは今年度こども家庭センターを設置したということで、まずはこちらが効果的に機能するように取り組んでいきたいとお話をされておりましたので、盛岡市の児童相談所設置に向けては情報交換等も引き続き行いながら、必要に応じて県ができる支援があれば支援を行いながら手がけていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 配慮が必要な子供たちは今すごくふえていて、中核市である盛岡市もどういった立ち位置で今後役割を担っていくかということが大事です。すごくふえていますよね。来年度は一関児童相談所の職員をふやしていただきますが、それぞれの地域で配慮が必要な子供たちが増えていく中で、それぞれの役割のところを機能分担しなければいけない時期ではないかと思うので、盛岡市からだけではなくて、もう少し県も引き続きぜひそこは重視していっていただけたらと思っております。

もう一つ、最後ですが、児童家庭支援センターについて、その役割が私もなかなか難しいと思っています。実は3年ぐらい前に児童家庭支援センター大洋に行って、お話を聞いたのですが、児童家庭支援センターは児童相談所のない場所であっても、そういう機能を担保できるようなものであって、県はこれをある程度ふやしていきたいのか、それ

ともこの大船渡市の施設だけで終わりなのかお伺いします。

○前川子ども子育て支援室長 児童家庭支援センターにつきましては、現在、吉田敬子委員から御紹介のあったとおり、大船渡市に1カ所となっておりますが、児童相談所の機能を補完するような施設、機能となりますので、児童相談所の管轄の状況、あとは支援が必要な子供の状況なども踏まえて考えていかなければいけないところです。現時点におきましては、今後ふやしていくところは想定はしていないところでございます。

○吉田敬子委員 児童家庭支援センター大洋に伺ったときに、もともとそこは児童養護施設もされている中で、この機能も担っていて、すごくいろいろな相談者もあって大事なところではあると思っていますが、業務的にほとんど児童相談所と同じようなことをしているような感じもしました。その立ち位置が、今、児童相談所が宮古市、盛岡市、一関市にあって、大船渡市にこのような場所もあって、そこをもう少し役割分担、整理といいますか、目標値もあまりない中で、こういう場所が1カ所あるだけなのだと、次の目標が見いだせないまま私も話を聞いているのですが、推進計画を進める中で、そこも含めて取り組みを推進していただけたらと、子供たちのためにどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○佐々木努委員 私から1点、通告しております医療施設、介護施設等の衛生管理についてお聞きしたいと思います。

今、全国的に医療施設あるいは介護施設でさまざまな事件、事故、殺人とか、虐待とか、そういうものも含めていろいろな課題が出てきている状況で、これは私が思うには介護現場の労働環境が非常に厳しいということ、それはマンパワー不足も含めて、そういうことが背景にあると思います。それにしても頻繁にそういう報道が流れていて、県でもそのようなことが本県で発生しないような取り組みをしっかりとしていくべきだと思っています。それで、初めに医療施設あるいは介護施設において、県として法にのっとって立入検査を行っていると思うのですが、どういうとき及び流れで立入検査が行われるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○柴田医務課長 私からは、まず医療施設の立入検査についてでございますが、本県におきまして医療法に基づきまして保健所が定期的に立入検査を実施しているところでございます。その内容は、医療施設における清潔の状況ですとか人員体制あるいは構造、設備などについて、法の規定どおりになっているかどうかといったケースになるのですが、本県におきましてはこれを病院は毎年、あるいは医科、歯科診療所、それから助産所、施術所、それから歯科技工所と衛生検査所についてはおおむね5年に1回の頻度で定期的に実施しているところでございます。

○下川長寿社会課総括課長 介護施設の立入検査の状況でございますが、本県では介護保険法に基づきまして施設や事業所等の所在地を所管する広域振興局または市町村が定期的に介護施設等における構造や人員体制、入所者等に対する処遇、衛生管理の状況等について確認する運営指導を実地で行っております。運営指導は、介護保険施設等に対し基本

的には事前に実施日を通告して行っておりますが、県や市町村に不正行為等の通報があつた場合などは緊急性に応じまして、事前通告をせずに運営指導や監査を実施しております。また、運営指導は特別養護老人ホームなど入所系及び居住系のサービス事業所につきましては3年に1回、あと訪問介護事業所など居宅系サービス事業所につきましては6年に1回と計画的に実施しているところでございます。

○佐々木努委員 医療施設については、毎年定期的にとのことですですが、抜き打ちでやることはないのですか。

○柴田医務課長 基本的には計画的に定期的に行うのですが、次回までの間にしてないような事情が認められる場合には、随時行う場合もあり得るという状況でございます。

○佐々木努委員 医療施設、介護施設それぞれ抜き打ちで行われたのは、令和5年度、令和6年度では何回行われたのか、おわかりでしょうか。

○柴田医務課長 全体とすると、令和5年度につきましては医療施設については基本的に計画どおりの件数で行っているのですが、それに補足的に行った検査につきましては、今手元に資料がありませんので、後ほど御報告させていただきます。

○下川長寿社会課総括課長 介護施設についての運営指導について、事前の通告をせずに行ったものは、令和5年度、令和6年度——現時点ではありません。済みません。令和6年度については、まだ報告が来ておりませんので、令和5年度についてはありませんでした。

○佐々木努委員 わかりました。私もさまざまな方からさまざまな分野で要望とかいただいていているのですが、医療機関あるいは介護施設等で非衛生的なことが行われているとか、そういうことに対して県はどのような対応をしていくのかと聞かれたり、要望されたりしています。そのことについては県なり保健所なりには話しているとの話でしたので、結構通報等が頻繁にあって、保健所も大きな事故につながらないように、立入検査等はそういう通報があった際、頻繁に行われているのか思っていたのですが、今お聞きしたら抜き打ちでやっている件数はほぼゼロということであれば、県においては通報があったとしても、それほど重要なことだと認識をされていないということでいいのか。それとも、立入検査すべきではあるが、実施されていないということなのか。そもそも通報ということすらないのか、この辺の実態を教えてください。

○柴田医務課長 随時の検査は、済みません、今手元に資料がないということで、実施していないわけでは決してないですが、通報者の保護の観点もありまして、臨時の検査であることが医療機関側にわかるように行う場合と、定期の検査とあわせて行う場合がありまして、例えば今月検査で行く予定であったのに通報があったから、その定期の前に改めて実施するかというと、それは定期の検査とあわせてやる場合もありますので、必ずしも通報があったから全て随時の検査を行うということでは決してなく、それは状況次第となります。個別の事案については、なかなか申し上げづらいものはありますが、保健所、県庁に医療機関に対する情報提供は、割と少なくない頻度であるところでございます。

○下川長寿社会課総括課長 介護施設における緊急監査の状況でございますが、こちらにつきましては通報の緊急性や状況等について、まずは市町村から情報を把握し、そういった実態を状況の情報収集をしまして、その上で必要に応じて施設に立ち入りしていくような状況でございます。

先ほど令和5年度は実態がないということでお話ししましたが、令和6年度におきましては、

県央地区の介護施設に立ち入りした事例もありますので、状況に応じて判断して実施しているところでございます。

○佐々木努委員 要するに、何事もなく些細なことであればいいのですが、重大な事案につながったときに、県で何もしていなかったとか、動きが遅かったとなると、県の立場も非常に苦しくなると思いますし、やはりこれは避けなければならないことだと思いますので、通報があったから必ず即次の日にとまでは言いませんが、可能な限り重大事案につながるのではないかという危機感を持って対応して、それぞれの事業者がよりよい運営、経営ができるようにしっかりと指導するようお願いします。保健福祉部長からも職員にお話ををしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○野原企画理事兼保健福祉部長 先ほど医務課長から御答弁申し上げたとおり、医療機関に対する情報提供をいただくことは少なからずございます。その事案に応じまして、また医務課長申し上げたとおり、情報提供してくれた方の情報を隠してほしいとか、そういった御意向を踏まえながらも、さまざまなところから情報収集などして、私どもとしても適切な対応を取っているところなのですが、本当に重大な事案に関して、個々に関してはこの場での御答弁は差し控えさせていただくのですが、事例に応じては例えば警察と相談を行うなど、医療安全、介護の安全、利用者の保護の観点から関係機関とも情報共有しながら対応に当たっているところでして佐々木努委員御指摘の利用者の安全、これが一番大事でございますので、我々も法の趣旨にのっとって利用者の安全の確保という観点で今後も取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○柴田医務課長 申しわけございません。先ほどの抜き打ち検査の件数ですが、病院に限った部分ですが、令和5年度については抜き打ち検査の実績はありませんでした。令和6年度につきましては、1カ所行いましたが、現在集計中との報告が来ているところでございます。以上です。

○佐々木宣和委員長 暫時休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○佐々木宣和委員長 再開いたします。

○鈴木あきこ委員 まず初めに、中山の園について伺います。

定員が190名ということでしたが、現在の入所している方の人数と、あと令和7年6月定例会で整備基本計画が報告されるということでしたが、中山の園とみたけの杜、県立一

戸病院、それぞれ新築、改築が行われるようですが、それは一気に行われる予定なのかを伺います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 中山の園の入所者の状況でございます。定員 190 人ということですが、令和 6 年 4 月 1 日現在の数字で申し上げますが、入所者数は 176 人になっております。

それから、施設整備の計画ですが、3カ所に分散整備するということでして、今一戸町中山地区にある施設も定員 190 人、先ほどそれを 120 人になると申し上げましたが、それでもやはり大規模な整備になります。今五つの病棟がわかっていますので、複数の病棟を整備しながら、それから日中の活動として場の活動棟みたいなものもあわせて整備することになります。かなり大規模な整備になるので、複数年をかけて整備することを見込んでおります。その整備の順番につきましても、入所しているのは知的障がいを持たれた方ということで、いきなりの環境変化で戸惑ったりパニックを起こしたりということも考慮しなければならないというところで、それにつきましては設計段階において並行して運営側の岩手県社会福祉事業団とも相談しながら、どういう順番で整備していくのがいいかもしつかりシミュレーションしながらやっていきたいと思っておりました。現時点ではこういう順番で何年かけてという具体的な年数は申し上げられないのですが、これからしっかりと詰めていきたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 私が聞きたかったのはそこでした。障がいを持った方は、環境とかが変わると慣れるまでにすごく時間がかかるので、そういうところに配慮しての工事をお願いしたいというところでの質問でした。

では次に、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025~2029)について伺います。放課後児童の対策推進と、あと認定こども園の普及とあるのですが、前から保育士不足で岩手県もマッチングしたりという状況もあるのですが、現状保育士は確保できている状況かをまず伺います。

○前川子ども子育て支援室長 保育士の確保につきましては、恐らく負担感とか、不足感というものは現場ではお持ちだと思いますが、人数的には配置基準を満たしているという状況にはあると認識しております。

○鈴木あきこ委員 そのとおりで、配置としては多分大丈夫なのだが、現場からするともう少し欲しい。あとは放課後児童センターからも、よく一回辞めて 60 歳代でもいいので、誰か探してもらえませんかという連絡が来たりするので、現場では非常に不足しているのだろうというところを鑑みると、こういう対策をしてけれども、そこに必要な来る人材の不足は、やはりこれから慢性的に起こってくるのではないかと思っておりますので、前もお話ししましたが、県内で保育士を養成しているところの例えは同窓会報とか、そういうところにQRコードでも何でも載せてもらって、県で人材が不足していることや、県のそういう取り組みにつながるとか、あとは今年もまたやるのですが、養成している学校に行って県の保育士不足の状況とか、あと若者、女性が流出しているというお話をすると、

学生たちは、えっ、そうなんですねと、知らないことが多いので、やはりそういうところを一生懸命県としても周知することが必要ではないかと思っております。そこを充実させていただきたいと思いますが、何かこれから新年度に向けて、こういうものでもっと保育士確保に取り組むという対策がありましたら伺います。

○前川子ども子育て支援室長　ただいま鈴木あきこ委員から御指摘がありましたとおり、せっかく県内で保育士を養成しても、県外に流出してしまう実情もあります。県では、保育士の県内就職を促進するために、平成 29 年度から保育士修学資金貸し付けに取り組んできたところではありますが、これまで累計で 107 人が卒業後に県内の保育所に就職をしているという状況です。来年度は、さらに県内定着を強化するために保育士修学資金の貸し付け枠を現在の 25 人から 45 人に拡大することとしておりまして、こうした取り組みを通じまして、県内就職を促進してまいりたいと考えております。

○鈴木あきこ委員　ぜひよろしくお願ひします。

あともう一つです。認定こども園の普及のところで、目標が令和 7 年は 7 施設、令和 8 年 9 施設、令和 9 年から 11 年まではゼロとなっていますが、これは子供が減少するということでのゼロという設定になっているのでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長　これにつきましては、認定こども園への移行がもう進んでいるということです。

○鈴木あきこ委員　わかりました。県内の少子化も進んで、今いる子供たちを大事に育てていかなければいけないと思うので、ぜひ今後も御尽力いただきますようお願いして終わりたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長　済みません、先ほどの答弁ですが、少し不足がありました。時期が未定のところが幾つかありますが、徐々に移行が進んでいるという状況でございます。

○佐々木宣和委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第 71 号権利の放棄に関し議決を求めることについて議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷経営管理課総括課長　議案第 71 号権利の放棄に関し議決を求めるについてにつきまして御説明申し上げます。

議案は、(その 2) の 233 ページでございます。なお、説明につきましては、便宜、お手元に配付しております資料議案第 71 号権利の放棄に関し議決を求めるについてに従いまして、御説明いたします。まず、提案の趣旨でございますが、県立病院における過年度未収金に係る権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定によりま

して、議会の議決を求めるものであります。

放棄する権利の内容等でございますが、放棄する権利の内容は、まず過年度個人未収金及び過年度その他未収金でございます。放棄する額等につきましては、資料の表のとおりでございます。

3ページをごらんください。放棄する件数及び金額につきまして、理由別に申し上げます。まず、債務者等の所在不明により時効の援用の確認ができないものが4件、38万5,210円でございます。電話や文書により催告を行っておりましたが、支払いがなされないまま時効期間が経過し、住民票請求等により調査いたしましたが、所在が判明せず、時効の援用の確認ができないことから権利を放棄しようとするものでございます。

次に、自己破産による免責決定によるものが18件、467万1,156円でございます。こちらにつきましても催告を行っておりましたが、債務者の自己破産により免責決定となりまして、請求が不可能となりましたことから、権利を放棄しようとするものであります。

次に、相続人全員死亡により請求先のないものが3件、132万9,198円でございます。

最後に、相続放棄によるものが15件、242万8,629円でございます。債務者の死亡によりまして、相続人へ請求を行いましたが、相続人全員が相続放棄したということによりまして、請求不可能となりましたことから、権利を放棄しようとするものであります。

以上、合計40件、881万4,193円でございます。

3番の権利の放棄に係る経緯の欄につきましては、ただいま申し上げました経緯をまとめております。以降には、不納欠損の処理等の基準及び手続に関するガイドラインで定める議会の議決により権利放棄を行う場合の規定につきまして参考掲載させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

○佐々木宣和委員長　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○佐々木宣和委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長　なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。

医療局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてでありますと、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、障がい児・者支援の取り組みについてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和7年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。